

知多都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）  
西知多医療厚生組合ごみ処理施設整備事業に係る  
環境影響評価準備書

要 約 書

2019年（平成31年）3月

知 多 市

# 1 事業の概要

## 都市計画対象事業の名称

知多都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）西知多医療厚生組合ごみ処理施設整備事業

## 都市計画決定権者の名称

名称：知多市

代表者：知多市長 宮島 壽男

所在地：愛知県知多市緑町 1 番地

## 事業者の名称

名称：西知多医療厚生組合

代表者：管理者 鈴木 淳雄

所在地：愛知県知多市三反田 3 丁目 1 番地の 2

## 事業の目的

東海市及び知多市の 2 市で構成されている西知多医療厚生組合では、両市の現有施設が耐用年数を迎える時期を見据え、2023 年度の新しいごみ処理施設の完成を目指して、効率的な施設運営による経費削減と、環境にやさしい循環型社会形成の一層の推進を図ることを目的として、2014 年（平成 26 年）12 月に新しいごみ処理施設の建設に向け準備を開始しました。

組合は、ごみ処理の基本方針等、両市及び組合が目指すごみ処理全体の方向性を示す計画として、2015 年度（平成 27 年度）に「西知多医療厚生組合ごみ処理基本構想」（以下「ごみ処理基本構想」という。）を、新しいごみ処理施設の整備に関する基本的な方向性を示す計画として 2017 年度（平成 29 年度）に「西知多医療厚生組合ごみ処理施設整備基本計画」（以下「ごみ処理施設整備基本計画」という。）を策定しました。

都市計画決定権者の知多市は 2015 年度（平成 27 年度）に「知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）西知多医療厚生組合ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る計画段階環境配慮書」、2016 年度（平成 28 年度）に「知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）西知多医療厚生組合ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る環境影響評価方法書」（以下「方法書」という。）を作成しました。

本事業は、両市のごみ処理施設を 1 施設に集約した新たなごみ処理施設（焼却施設）の整備を目的として実施するものです。

## 都市計画対象事業の種類

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定するごみ処理施設（焼却施設）の設置の事業

## 都市計画対象事業の規模

焼却施設の処理能力：185 t / 日

## 都市計画対象事業実施区域の位置

位置：知多市北浜町 11 番地の 4 及び 11 番地の 18（現知多市清掃センター敷地内）

面積：約 33,000m<sup>2</sup>（既存施設を含む※）

※既存施設を稼働しながら新施設の建設工事を実施します。



凡例

- : 事業実施区域
- : 市町村境界

国土地理院発行の5万分の1地形図を基に作成



1:50,000



都市計画対象事業実施区域の位置

本要約書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものです。  
 (承認番号 平27部複、第9号)  
 第三者が本要約書に掲載する地図をさらに複製する場合には、国土地理院長の承認を得る必要があります。

## 現有施設の状況と将来計画

### 現状（既存施設の諸元）

名称	東海市清掃センター	知多市清掃センター
処理対象区域	東海市	知多市
処理能力	160 t /日 (80t/日×2炉)	130 t /日 (65t/日×2炉)
処理方式	ストーカ式焼却炉（全連続燃焼式） 及び灰溶融炉	キルン式ガス化溶融炉（全連続燃焼式）
稼働開始時期	1995年（平成7年）11月	2003年（平成15年）8月

### 将来（新施設の計画諸元）

新施設において処理する対象物は、可燃ごみ、破碎残渣等で、対象処理区域は東海市及び知多市です。新施設の運転計画は、1炉当たりの稼働日数280日、休炉日数85日を予定しています。

大地震等による災害廃棄物発生時には、稼働日数を増加させて処理を行うことを想定しています。本事業において設置する新施設の諸元は、次のとおりです。

処理施設	項目	計画諸元
ごみ焼却施設	処理能力	185t/日 (92.5t/日×2炉)
	処理方式	ストーカ式焼却炉（灰等の資源化）
	処理対象ごみ	可燃ごみ、破碎残渣等
	公害防止設備	減温塔、消石灰・活性炭吹込装置、ろ過式集じん器、脱硝設備等
	煙突高さ	59m
	運転計画	24時間連続運転
	余熱利用	発電及び場内熱利用
粗大ごみ処理施設	処理能力	21t/日（1日5時間稼働）
	処理方式	低速・高速回転破碎機、磁選機、アルミ選別機
稼働予定年度		2024年度

新施設からの排出ガスの処理については、関係法令を遵守し、周辺環境への影響を極力小さくするように計画しています。

大気質に係る排出ガス基準値は、大気汚染防止法等の規制基準等に比べ、下表のようにより安全な基準値を設定します。

水質に係る排水は、プラント系排水については排水処理装置で処理して再利用するクローズドシステムとし、生活系排水については合併処理浄化槽により処理して排水管に放流します。

騒音、振動、悪臭の各項目についても、騒音規制法等の各種法令の規制基準等を遵守します。

#### 公害防止に係る排出ガスの計画基準値

項目	単位	計画基準値	現知多市清掃センター基準値	法令等による規制値	備考 (関係法令等)
硫黄酸化物	ppm	20	20	K値 1.17	大気汚染防止法 (K値 1.17は170ppm相当)
窒素酸化物	ppm	30	30	250	
ばいじん	g/m <sup>3</sup> N	0.02	0.02	0.08(新設)	
塩化水素	ppm	40	40	430	
水銀	μg/m <sup>3</sup> N	30	50(既設)	30(新設)	
ダイオキシン類	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	0.1	0.1	1	ダイオキシン類対策特別措置法

### 新施設への搬入ルート

知多市の廃棄物等の運搬車両のルートは、現状と同じです。

東海市の廃棄物等の運搬車両は、原則として国道155号・247号の車両専用区間を経由し、知多市の市街地のルートを使用しない予定です。

## 主な環境配慮事項

本事業の計画策定時点における主な環境配慮事項は、次のとおりです。

### 事業計画策定時における主な環境配慮事項

区分	主な環境配慮事項
工事中	<p><b>【共通事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>低公害型・低騒音型・低振動型の建設機械や運搬車両の使用に努めます。</li> <li>場内のダンプトラック等の通路は、鉄板を敷設するなどして、土埃の巻上げを防止します。</li> <li>仮囲いの設置、シート掛け、散水の実施などにより、掘削、盛土等の土工、建築工事、既存施設の解体等における粉じんの飛散を防止し、騒音、振動等を抑制します。</li> <li>タイヤに付着した土砂除去のため、施工区域からの退出時にタイヤ洗浄等を行います。</li> <li>土砂運搬車両は、荷台をシートで覆うなどして、粉じん等の飛散を抑制します。</li> <li>定期的な建設機械や運搬車両の点検・整備及び清掃を徹底します。</li> <li>運用の効率化、エコドライブ、アイドルストップ等を徹底します。</li> <li>工事に伴って発生する残土については、発生量を削減するとともに、適正に処分します。</li> </ul> <p><b>【大気質、騒音、低周波音、振動】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>車両が短時間に集中しないよう、搬入及び搬出の時間帯を分散化します。</li> <li>朝・夕の交通量増加時には、資材等の運搬車両の台数を抑えるよう努めます。</li> </ul> <p><b>【水質、地盤・土壌、地下水、動物、植物、生態系】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工事中の排水は、仮設の排水処理設備で処理を行い、水質環境の悪化を防止します。</li> <li>工事に際しては、掘削部分の地下水を遮断し、土壌や地下水の汚染の原因となる物質は使用しません。また、定期的な地下水のモニタリングを実施します。</li> </ul> <p><b>【廃棄物等、温室効果ガス等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工事に伴って発生する廃棄物等については、分別を徹底して再利用・資源化に努めます。</li> <li>温室効果ガスの排出を抑制するため、建設機械や運搬車両の過負荷運転をしません。</li> </ul>
供用時	<p><b>【共通事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>低公害型・低騒音型・低振動型の機械や運搬車両の使用に努めます。</li> <li>定期的な機械や運搬車両等機能検査、点検・整備、清掃等を徹底します。</li> <li>環境学習の場として活用します。</li> <li>事業実施区域内の緑化及び緩衝緑地帯（グリーンベルト）の適切な維持管理に努めます。</li> </ul> <p><b>【大気質、騒音、低周波音、振動、悪臭】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安定燃焼の確保に努め、燃焼温度、ガス滞留時間等を適正に管理し、高効率な排出ガス処理設備により、大気汚染物質の排出を抑制します。</li> <li>騒音、振動等の発生源となる機械等は、極力敷地境界から離れた屋内に設置します。</li> <li>プラント内の各設備は、振動しにくい構造とし、低周波音や振動の発生を抑制します。</li> <li>ごみピット等の臭気は、漏洩を防止するとともに、焼却炉内で分解して無臭化します。</li> </ul> <p><b>【水質、地盤・土壌、地下水】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設内で発生するプラント系排水は、排水処理装置で適切に処理して再利用するクローズドシステムとします。</li> <li>ごみピットや地下水槽を強固な水密性コンクリート構造とし、地下への漏水を防止します。</li> <li>定期的な地下水のモニタリングを実施します。</li> </ul> <p><b>【動物、植物、生態系】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>植栽樹種は事業実施区域周辺の在来種から選定することで、動物、植物、生態系への影響を可能な限り小さくします。</li> <li>照明の設置高さや設置位置は、動物・植物・生態系への影響が小さくなるよう配慮します。</li> </ul> <p><b>【景観、人と自然との触れ合い活動の場】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設高さを低く抑えるとともに、施設の色彩等は周辺環境との調和に配慮します。</li> <li>名古屋港カラー計画を考慮した計画とします。</li> <li>車両が短時間に集中しないよう、搬入及び搬出の時間帯を分散化します。</li> <li>廃棄物等の搬入及び搬出の際は、原則として設定されたルートを走行します。</li> </ul> <p><b>【廃棄物等、温室効果ガス等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発生する焼却灰及び焼却飛灰をセメント原料等として資源化し、廃棄物発生量を低減します。</li> <li>省エネルギーに配慮した機械等の導入を図ります。</li> <li>高効率な廃棄物発電により施設内の電力を賅うとともに、余剰電力は売電するなどして、エネルギーの有効利用を行います。</li> <li>焼却灰、焼却飛灰等の搬出には、外部での資源化方法又は最終処分方法に合わせて適切な運搬車両を用い、灰が周囲へ拡散することを防止します。</li> </ul>

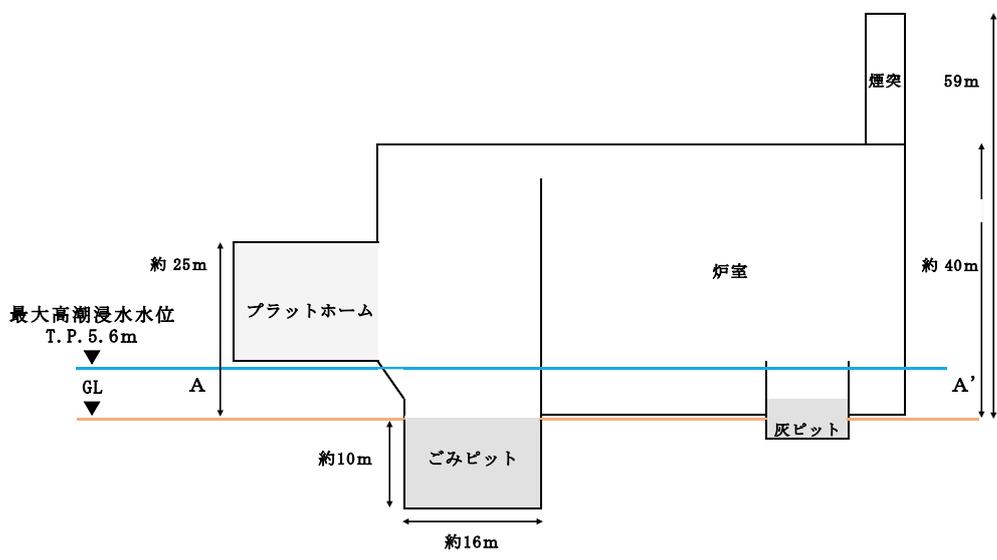
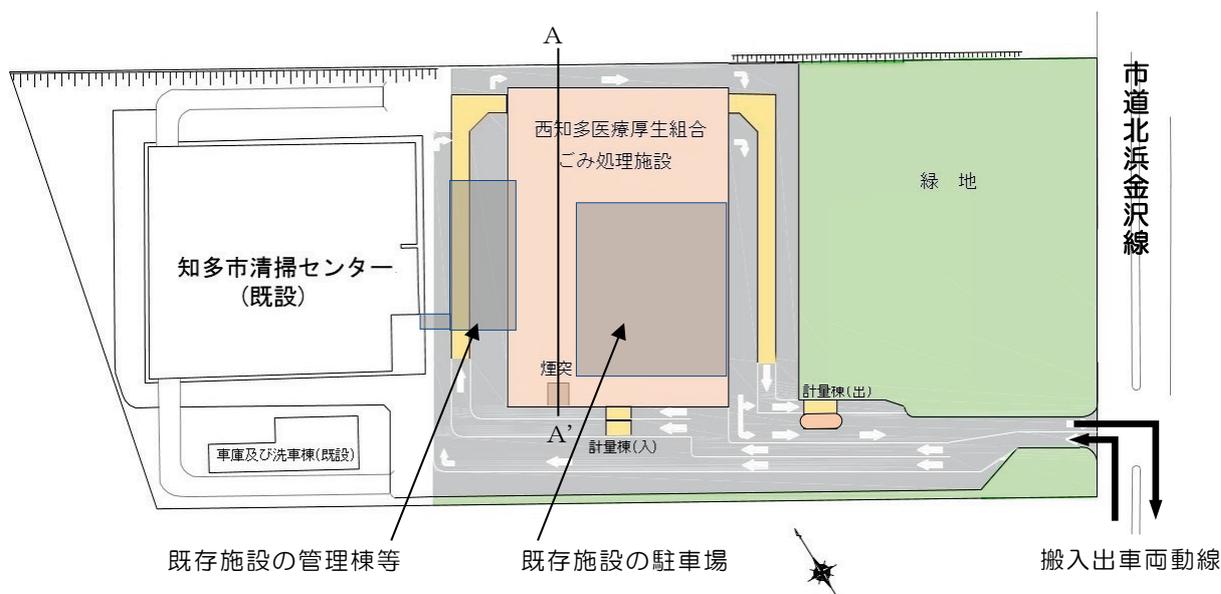
## 工事計画の概要

工事中でも既存施設へのごみの搬入は継続しますので、準備工事として仮設の管理棟を設置し、既存施設の管理棟、渡り廊下を解体、撤去した後、ごみ処理施設建設工事として新施設を建設する計画です。

工事工程表

工程		年次	1年次 (2020年度)	2年次 (2021年度)	3年次 (2022年度)	4年次 (2023年度)
準備工事	準備・仮設工事		■			
	解体工事・残置物撤去工事			■		
ごみ処理施設 建設工事	杭工事・山留工事			■		
	土工事			■	■	
	建築工事			■	■	■
	プラント工事（設備工事含む）				■	■
	外構工事					■
試運転						■

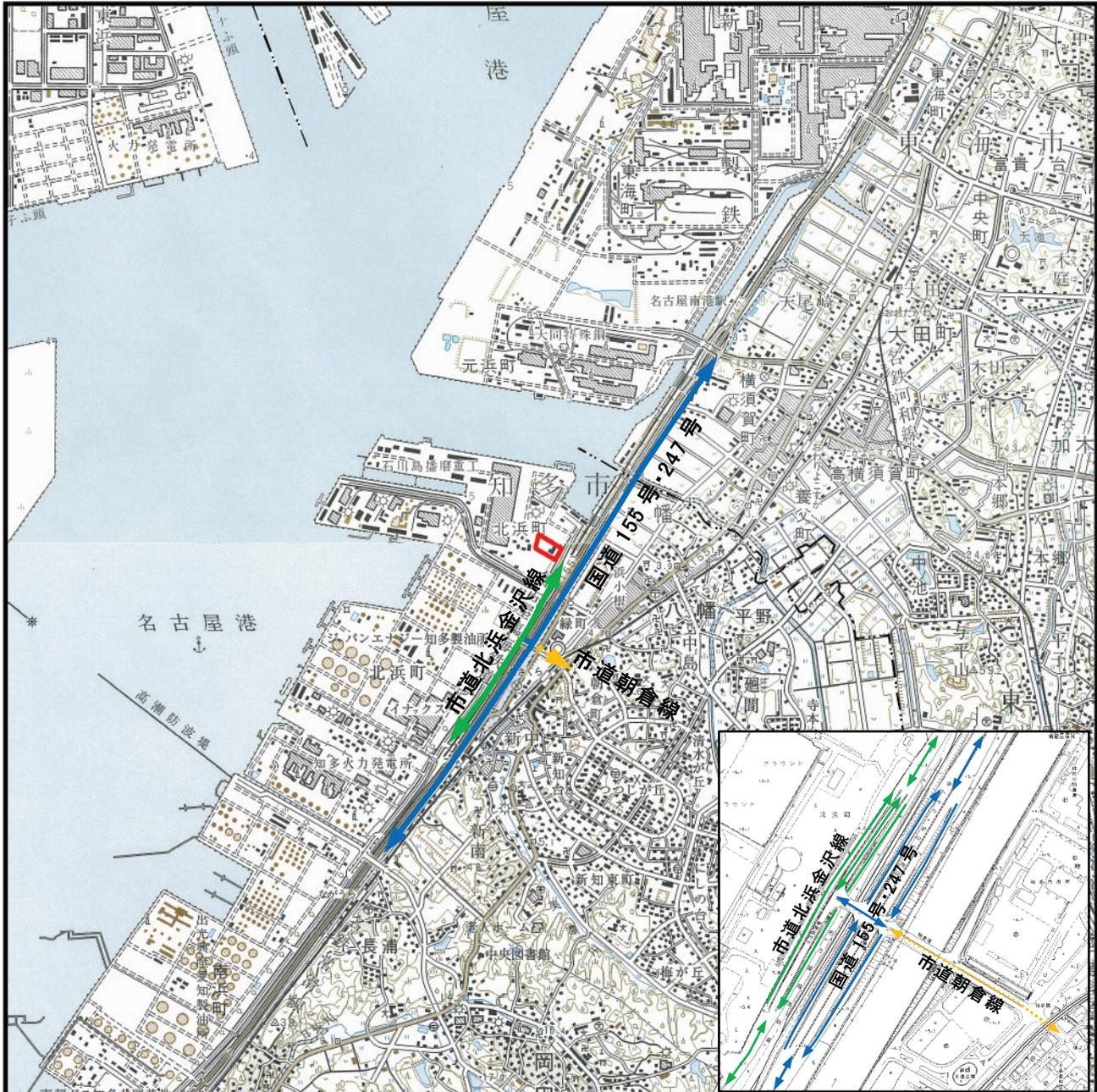
凡例 ■ : 現地工事等の期間



新施設の平面図と立面図（一例）

工事車両は、原則として国道 155 号・247 号の車両専用区間を経由し、知多市の市街地のルートを使用しない予定です。

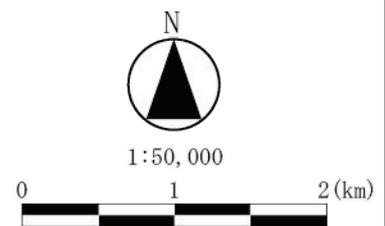
工事中の資材等の搬入、搬出及び供用時の廃棄物等の搬入、搬出に伴う車両の主な走行ルートは、次のとおりです。



国土地理院発行の 5 万分の 1 地形図を基に作成

凡例

- : 事業実施区域
- · — · — : 市町村境界
- : 工事用資材等の運搬車両、廃棄物等の運搬車両の主な走行ルート
- : 廃棄物等の運搬車両の主な走行ルート
- : 国道 155 号・247 号
- : 市道北浜金沢線
- : 市道朝倉線



工事用資材等の運搬車両、廃棄物等の運搬車両の主な走行ルート

## 2 方法書についての意見及び事業者の見解

方法書についての住民意見はなく、愛知県知事からの意見として、18 項目の意見がありました。このうち、全般的事項についての意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解は、次のとおりです。なお、このほかの意見についても、準備書作成に当たり適切に対応しました。

### 方法書についての県知事の意見及び事業者の見解（全般的事項）

愛知県知事意見	都市計画決定権者の見解
(1) 事業計画及び工事計画の具体化に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を考慮し、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減について検討すること。	環境の保全に関する最新の知見を考慮し、利用可能な最善の技術を積極的に導入することにより、より一層の環境影響の低減に努めてまいります。
(2) 西知多医療厚生組合は、廃棄物の更なる排出抑制を構成市に働きかけた上で、ごみ処理施設の処理能力については、適切な能力とすること。	組合構成市である東海市及び知多市では、それぞれごみ処理基本計画を策定し、廃棄物の更なる排出抑制に向けた取組を進めています。 また、組合では、両市のごみ減量の状況や近年のごみ処理施設の一般的な性能を踏まえ、災害廃棄物の処理方法及びごみ焼却施設の処理能力を見直したことにより、方法書において設定していた処理能力 200t/日を、準備書では 185t/日としました。
(3) 新たにごみ処理施設の処理方式については、3通りの案の中から詳細な比較検討を行い決定するとしているが、比較検討の経緯及び内容をわかりやすく示すこと。 なお、準備書作成までに処理方式が決定していない場合には、処理方式ごとに排出ガス等の諸元を適切に設定の上、予測及び評価を行うこと。	処理方式については、組合が「ごみ処理施設整備基本計画」を策定する過程で、学識経験者をアドバイザーとする検討委員会を設置し、3つの処理方式を対象として適性評価を実施しました。 その結果、最終生成物の受入先確保、CO <sub>2</sub> 排出量、エネルギー回収量の評価項目において明らかな優位性が認められたことから、処理方式には「ストーカ式焼却炉」を採用することとしました。
(4) 事業実施区域内の既存のごみ処理施設等について、本事業の一部として、解体又は撤去が行われることとなった場合には、その影響を適切に把握するよう調査、予測及び評価を行うこと。	事業実施区域内の既存のごみ処理施設を稼働しながら新しいごみ処理施設の建設を行います。また、知多市では、既存のごみ処理施設の工場棟の停止後の取扱いは未定であり、本事業の一部として解体又は撤去を行う予定はありません。 既存のごみ処理施設の管理棟等については、解体及び撤去を行いますので、その影響については、調査、予測及び評価を実施しました。
(5) 新施設建設計画箇所は、既存施設及び緩衝緑地帯の存在により面積の制約を受け、工事用車両及び廃棄物運搬車両の渋滞が考えられることから、周辺環境に配慮するため、これら車両の動線計画を踏まえた施設配置計画を検討すること。	新施設の建設に当たっては、工事用車両及び廃棄物運搬車両の動線計画を踏まえた施設配置計画を検討し、新施設の稼働に当たっては、施設の適切な運用や廃棄物の受入れ体制の工夫により、車両の渋滞対策を含む周辺環境への配慮に努めます。
(6) 調査地点及び予測地点について、その設定理由をわかりやすく示すこと。	調査地点及び予測地点については、現地での状況を踏まえ、設定理由を簡潔に記載しました。
(7) 環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合等においては、必要に応じて、選定された項目及び手法を見直し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。	現地調査を実施する中で新たに確認された土壌及び地下水の汚染、希少猛禽類の存在を踏まえ、追加の調査を実施するなどして適切に調査、予測、評価を行いました。

### 3 環境影響評価の項目等

#### 環境影響評価の項目

環境影響評価の項目は、「環境影響評価指針」（平成 11 年 5 月 最終改正 平成 25 年 3 月 愛知県）を勘案しながら、事業特性及び地域特性を踏まえ選定しました。

選定した環境影響評価の項目は、次のとおりです。

#### 環境影響評価の項目の選定

環境要素の区分			影響要因の区分							
			工事の実施*			施設の存在	施設の供用			
			資材等の搬入及び搬出	建設機械の稼働等	掘削・盛土等の土工	地形変化及び工作物等の存在	ばい煙の排出	機械等の稼働	汚水の排出	廃棄物等の搬入及び搬出
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気質	硫酸化合物					○			
		窒素化合物	○	○			○		○	
		浮遊粒子状物質	○	○			○		○	
		粉じん等	○	○	○					
		有害物質等					○			
	騒音及び超低周波音	建設作業等騒音		○						
		施設からの騒音					○			
		道路交通騒音	○						○	
		低周波音					○			
	振動	建設作業等振動		○						
		施設からの振動					○			
		道路交通振動	○						○	
	悪臭	特定悪臭物質、臭気指数								○
	水質	水素イオン濃度			○					
		水の汚れ（BOD）								
		水の濁り（SS）			○					
		富栄養化								
		有害物質等								
地形及び地質	重要な地形及び地質									
地盤・土壌	土壌環境			○						
地下水の状況及び地下水質	地下水の状況			○	○					
	地下水質			○						
日照阻害										
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的な保全	動物	重要な種及び注目すべき生息地		○	○	○				
	植物	重要な種及び群落			○	○				
	生態系	地域を特徴付ける生態系		○	○	○				
人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境の創造	景観	景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観				○				
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	◎						◎	
	地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況									
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物					○	○		
		残土その他の副産物			○					
温室効果ガス等	温室効果ガス（二酸化炭素）等	○	○			○	○	○		

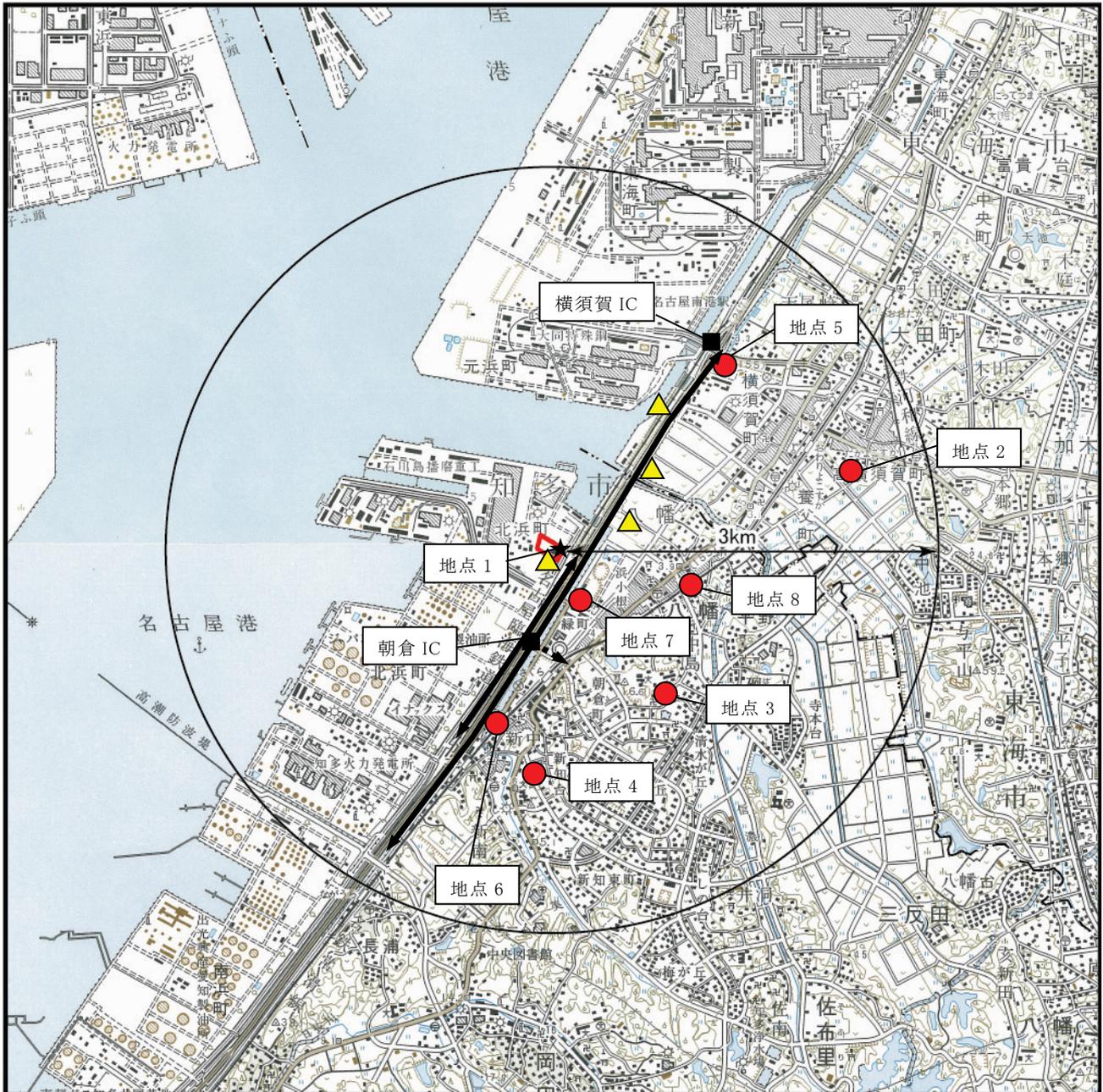
注) 1.○、◎：本環境影響評価の項目として選定するもの（◎は、方法書知事意見等により追加した項目）

2.影響要因の区分では、指針別表第1の「土地又は工作物の存在」を「施設の存在」、「土地又は工作物の供用」を「施設の供用」と表記しています。

3.\*「工事の実施」には、既存施設の一部解体（管理棟等）を含みます。

## 調査地点、調査範囲

現地調査を実施した地点は、次のとおりです。



### 凡例

国土地理院発行の5万分の1地形図を基に作成

- : 事業実施区域
- : 市町村境界
- ★ : 調査地点 (1: 事業実施区域の調査地点)
- : 調査地点 (2~4: 一般環境大気質調査地点、5~6: 沿道環境大気質、道路交通騒音、道路交通振動等調査地点、7~8: 景観調査地点  
7: 人と自然との触れ合いの活動の場調査地点)
- : 交通量等調査地点
- ↔ : 工事用資材等の運搬車両及び廃棄物等の運搬車両の主な走行ルート
- ↔ : 廃棄物等の運搬車両の主な走行ルート
- ▲ : ハヤブサ行動圏調査地点 (営巣期の調査)



1:50,000



### 事業実施区域周辺での現地調査地点

地点番号と地点名称	地点 1	事業実施区域	地点 5	東海市浄化センター
	地点 2	公家公園	地点 6	北浜町緑地帯
	地点 3	普ヶ脇公園	地点 7	知多運動公園
	地点 4	新知西町公園	地点 8	寺本跨線橋



知多市都市計画図（2,500分の1）を基に作成

凡例

- : 事業実施区域
- : 新施設建設計画箇所
- : 緩衝緑地帯（現状及び将来計画）
- : 動植物調査範囲



: 調査地点

- 1-1 : 地上気象・上層気象・環境大気質
- 1-2、1-3、1-4、1-5 : 騒音、振動、低周波音、悪臭
- 1-6 : 水質
- 1-7 : 土壌、地下水
- 1-8 : 地下水



事業実施区域付近での現地調査地点、調査範囲

地点番号と地点名称	
地点 1-2	北側敷地境界
地点 1-3	東側敷地境界
地点 1-4	南側敷地境界
地点 1-5	西側敷地境界

## 4 調査、予測及び評価の結果

### 1.大気質

調 査	予 測（工事の実施）																																																																																																																																				
<p><b>1.大気質の状況</b></p> <p><b>○気象</b> 事業実施区域において1年間、風向、風速、気温、湿度等を測定しました。年間の主風向は北北西、平均風速は1.8m/s、平均気温は16.1℃、平均湿度は70%でした。</p> <p><b>○環境大気質</b> 事業実施区域において1年間、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質を、四季に微小粒子状物質、塩化水素、ガス状水銀、ダイオキシン類及び降下ばいじんを調査しました。 すべての項目で環境基準を下回っていました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査項目</th> <th>年平均値</th> <th>1時間値の最高値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化硫黄 (ppm)</td> <td>0.003</td> <td>0.063</td> </tr> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.016</td> <td>0.065</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m<sup>3</sup>)</td> <td>0.021</td> <td>0.088</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;環境基準&gt; 二酸化硫黄:1日平均値 0.04ppm、1時間値 0.1ppm 二酸化窒素:1日平均値 0.04~0.06ppm 浮遊粒子状物質:1日平均値 0.10mg/m<sup>3</sup>、1時間値 0.20mg/m<sup>3</sup></p> <p>微小粒子状物質は、環境基準値(年平均値 15 μg/m<sup>3</sup>、1日平均値 35 μg/m<sup>3</sup>)を下回っていました。 &lt;微小粒子状物質&gt; (単位: μg/m<sup>3</sup>)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>期間平均値</th> <th>1日平均値の最高値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業実施区域</td> <td>11.5</td> <td>25.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>周辺3地点で四季に一週間、環境大気質の調査を実施した結果は次のとおりで、全ての地点で環境基準値を下回っていました。 &lt;周辺3地点の調査結果&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査地点</th> <th colspan="3">四季調査の平均値</th> </tr> <tr> <th>二酸化硫黄 (ppm)</th> <th>二酸化窒素 (ppm)</th> <th>浮遊粒子状物質 (mg/m<sup>3</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公家公園</td> <td>0.003</td> <td>0.016</td> <td>0.022</td> </tr> <tr> <td>普ヶ脇公園</td> <td>0.002</td> <td>0.013</td> <td>0.019</td> </tr> <tr> <td>新知西町公園</td> <td>0.003</td> <td>0.014</td> <td>0.019</td> </tr> </tbody> </table> <p>ガス状水銀は、全ての地点で指針値(年平均値 0.04 μg/m<sup>3</sup>)を下回っていました。 塩化水素は、全ての地点で目標環境濃度(1日平均値 0.02ppm)を下回っていました。 ダイオキシン類は、全ての地点で環境基準値(年平均値 0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>)を下回っていました。 &lt;ダイオキシン類&gt; (単位: pg-TEQ/m<sup>3</sup>)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>全季</th> <th>春季</th> <th>夏季</th> <th>秋季</th> <th>冬季</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業実施区域</td> <td>0.043</td> <td>0.026</td> <td>0.0091</td> <td>0.11</td> <td>0.026</td> </tr> <tr> <td>公家公園</td> <td>0.020</td> <td>0.020</td> <td>0.019</td> <td>0.019</td> <td>0.022</td> </tr> <tr> <td>普ヶ脇公園</td> <td>0.021</td> <td>0.015</td> <td>0.0080</td> <td>0.040</td> <td>0.022</td> </tr> <tr> <td>新知西町公園</td> <td>0.020</td> <td>0.014</td> <td>0.0082</td> <td>0.033</td> <td>0.023</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>○沿道大気質</b> 運搬車両が走行する沿道2地点で四季に一週間、沿道大気質の調査を実施した結果は、次のとおりで全ての地点で環境基準値を下回っていました。 &lt;沿道2地点の調査結果&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査地点</th> <th colspan="2">四季調査の平均値</th> </tr> <tr> <th>二酸化窒素 (ppm)</th> <th>浮遊粒子状物質 (mg/m<sup>3</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海市浄化センター</td> <td>0.025</td> <td>0.026</td> </tr> <tr> <td>北浜町緑地帯</td> <td>0.019</td> <td>0.022</td> </tr> </tbody> </table>	調査項目	年平均値	1時間値の最高値	二酸化硫黄 (ppm)	0.003	0.063	二酸化窒素 (ppm)	0.016	0.065	浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.021	0.088	調査地点	期間平均値	1日平均値の最高値	事業実施区域	11.5	25.3	調査地点	四季調査の平均値			二酸化硫黄 (ppm)	二酸化窒素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	公家公園	0.003	0.016	0.022	普ヶ脇公園	0.002	0.013	0.019	新知西町公園	0.003	0.014	0.019	調査地点	全季	春季	夏季	秋季	冬季	事業実施区域	0.043	0.026	0.0091	0.11	0.026	公家公園	0.020	0.020	0.019	0.019	0.022	普ヶ脇公園	0.021	0.015	0.0080	0.040	0.022	新知西町公園	0.020	0.014	0.0082	0.033	0.023	調査地点	四季調査の平均値		二酸化窒素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	東海市浄化センター	0.025	0.026	北浜町緑地帯	0.019	0.022	<p><b>◆工事の実施</b></p> <p><b>(1) 資材等の搬入及び搬出</b> 資材等の搬入及び搬出による寄与濃度及び将来予測濃度は、道路端で次のとおり予測しました。 &lt;二酸化窒素の年平均値&gt; (単位:ppm)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>寄与濃度</th> <th>将来予測濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海市浄化センター</td> <td>0.000004</td> <td>0.025(0.044)</td> </tr> <tr> <td>北浜町緑地帯</td> <td>0.000000</td> <td>0.019(0.036)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) ( )内の数字は1日平均値の年間 98%値を示す。</p> <p>&lt;浮遊粒子状物質の年平均値&gt; (単位:mg/m<sup>3</sup>)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>寄与濃度</th> <th>将来予測濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海市浄化センター</td> <td>0.000002</td> <td>0.026(0.062)</td> </tr> <tr> <td>北浜町緑地帯</td> <td>0.000000</td> <td>0.022(0.053)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) ( )内の数字は1日平均値の2%除外値を示す。</p> <p>&lt;二酸化窒素の1時間値&gt; (単位:ppm)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>寄与濃度</th> <th>将来予測濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海市浄化センター</td> <td>0.000008</td> <td>0.066</td> </tr> <tr> <td>北浜町緑地帯</td> <td>0.000003</td> <td>0.060</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;浮遊粒子状物質の1時間値&gt; (単位:mg/m<sup>3</sup>)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>寄与濃度</th> <th>将来予測濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海市浄化センター</td> <td>0.000008</td> <td>0.078</td> </tr> <tr> <td>北浜町緑地帯</td> <td>0.000003</td> <td>0.058</td> </tr> </tbody> </table> <p>資材等の搬入及び搬出に伴う粉じん等については、工事区域出口に設置するタイヤ洗浄設備や定期的及び適宜実施する清掃等の環境配慮事項により、資材等の運搬車両の走行による粉じんは少ないと予測しました。</p> <p><b>(2) 建設機械の稼働等</b> 建設機械の稼働等による寄与濃度の最高値及び将来予測濃度は、敷地境界で次のとおり予測しました。 &lt;最大着地濃度地点における年平均値&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>寄与濃度の最高値</th> <th>将来予測濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.0085</td> <td>0.025 (0.043)</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m<sup>3</sup>)</td> <td>0.0017</td> <td>0.023 (0.053)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) ( )内の数字は、二酸化窒素が1日平均値の年間 98%値、浮遊粒子状物質が1日平均値の2%除外値を示す。</p> <p>&lt;高濃度出現気象条件における1時間値&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>寄与濃度の最高値</th> <th>将来予測濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.01903</td> <td>0.084</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m<sup>3</sup>)</td> <td>0.01068</td> <td>0.099</td> </tr> </tbody> </table> <p>建設機械の稼働等に伴う粉じん等については、粉じんが発生する可能性のある気象条件の出現時間数は年間で 52 時間、出現頻度は 0.6%、出現日数は年間で 31 日、出現頻度は 8.5%と予測しました。</p> <p><b>(3) 掘削・盛土等の土工</b> 掘削・盛土等の土工時における気象条件から、粉じんが発生する可能性のある気象条件の出現時間数は年間で 52 時間、出現頻度は 0.6%、出現日数は年間で 31 日、出現頻度は 8.5%と予測しました。</p>	予測地点	寄与濃度	将来予測濃度	東海市浄化センター	0.000004	0.025(0.044)	北浜町緑地帯	0.000000	0.019(0.036)	予測地点	寄与濃度	将来予測濃度	東海市浄化センター	0.000002	0.026(0.062)	北浜町緑地帯	0.000000	0.022(0.053)	予測地点	寄与濃度	将来予測濃度	東海市浄化センター	0.000008	0.066	北浜町緑地帯	0.000003	0.060	予測地点	寄与濃度	将来予測濃度	東海市浄化センター	0.000008	0.078	北浜町緑地帯	0.000003	0.058	項目	寄与濃度の最高値	将来予測濃度	二酸化窒素 (ppm)	0.0085	0.025 (0.043)	浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.0017	0.023 (0.053)	項目	寄与濃度の最高値	将来予測濃度	二酸化窒素 (ppm)	0.01903	0.084	浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.01068	0.099
調査項目	年平均値	1時間値の最高値																																																																																																																																			
二酸化硫黄 (ppm)	0.003	0.063																																																																																																																																			
二酸化窒素 (ppm)	0.016	0.065																																																																																																																																			
浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.021	0.088																																																																																																																																			
調査地点	期間平均値	1日平均値の最高値																																																																																																																																			
事業実施区域	11.5	25.3																																																																																																																																			
調査地点	四季調査の平均値																																																																																																																																				
	二酸化硫黄 (ppm)	二酸化窒素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )																																																																																																																																		
公家公園	0.003	0.016	0.022																																																																																																																																		
普ヶ脇公園	0.002	0.013	0.019																																																																																																																																		
新知西町公園	0.003	0.014	0.019																																																																																																																																		
調査地点	全季	春季	夏季	秋季	冬季																																																																																																																																
事業実施区域	0.043	0.026	0.0091	0.11	0.026																																																																																																																																
公家公園	0.020	0.020	0.019	0.019	0.022																																																																																																																																
普ヶ脇公園	0.021	0.015	0.0080	0.040	0.022																																																																																																																																
新知西町公園	0.020	0.014	0.0082	0.033	0.023																																																																																																																																
調査地点	四季調査の平均値																																																																																																																																				
	二酸化窒素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )																																																																																																																																			
東海市浄化センター	0.025	0.026																																																																																																																																			
北浜町緑地帯	0.019	0.022																																																																																																																																			
予測地点	寄与濃度	将来予測濃度																																																																																																																																			
東海市浄化センター	0.000004	0.025(0.044)																																																																																																																																			
北浜町緑地帯	0.000000	0.019(0.036)																																																																																																																																			
予測地点	寄与濃度	将来予測濃度																																																																																																																																			
東海市浄化センター	0.000002	0.026(0.062)																																																																																																																																			
北浜町緑地帯	0.000000	0.022(0.053)																																																																																																																																			
予測地点	寄与濃度	将来予測濃度																																																																																																																																			
東海市浄化センター	0.000008	0.066																																																																																																																																			
北浜町緑地帯	0.000003	0.060																																																																																																																																			
予測地点	寄与濃度	将来予測濃度																																																																																																																																			
東海市浄化センター	0.000008	0.078																																																																																																																																			
北浜町緑地帯	0.000003	0.058																																																																																																																																			
項目	寄与濃度の最高値	将来予測濃度																																																																																																																																			
二酸化窒素 (ppm)	0.0085	0.025 (0.043)																																																																																																																																			
浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.0017	0.023 (0.053)																																																																																																																																			
項目	寄与濃度の最高値	将来予測濃度																																																																																																																																			
二酸化窒素 (ppm)	0.01903	0.084																																																																																																																																			
浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.01068	0.099																																																																																																																																			

予測（施設の供用）	評価結果																																																																																		
<p><b>▼施設の供用</b></p> <p><b>(4) ばい煙の排出</b></p> <p>ばい煙の排出による寄与濃度の最高値及び将来予測濃度は、次のとおり予測しました。</p> <p>〈最大着地濃度地点における年平均値〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>寄与濃度の最高値</th> <th>将来予測濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化硫黄 (ppm)</td> <td>0.000035</td> <td>0.003 (0.007)</td> </tr> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.000014</td> <td>0.016 (0.034)</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m<sup>3</sup>)</td> <td>0.000035</td> <td>0.021 (0.049)</td> </tr> <tr> <td>塩化水素 (ppm)</td> <td>0.000069</td> <td>0.002</td> </tr> <tr> <td>ガス状水銀 (μg/m<sup>3</sup>)</td> <td>0.000052</td> <td>0.0021</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類 (pg-TEQ/m<sup>3</sup>)</td> <td>0.000173</td> <td>0.026</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) ( )内の数字は、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質が1日平均値の2%除外値、二酸化窒素が1日平均値の年間 98%値を示す。</p> <p>〈高濃度出現気象条件における1時間値〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>寄与濃度の最高値</th> <th>将来予測濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化硫黄 (ppm)</td> <td>0.00328</td> <td>0.066</td> </tr> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.00105</td> <td>0.066</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m<sup>3</sup>)</td> <td>0.00328</td> <td>0.091</td> </tr> <tr> <td>塩化水素 (ppm)</td> <td>0.00655</td> <td>0.009</td> </tr> <tr> <td>ガス状水銀 (μg/m<sup>3</sup>)</td> <td>0.00491</td> <td>0.0100</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類 (pg-TEQ/m<sup>3</sup>)</td> <td>0.01639</td> <td>0.13</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 二酸化窒素は、上層逆転層出現時の予測結果、その他の項目は、ダウンドラフト時の予測結果である。</p> <p><b>(5) 廃棄物等の搬入及び搬出</b></p> <p>廃棄物等の搬入及び搬出による寄与濃度及び将来予測濃度は、道路端で次のとおり予測しました。</p> <p>〈二酸化窒素の年平均値〉 (単位:ppm)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>寄与濃度</th> <th>将来予測濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海市浄化センター</td> <td>0.000001</td> <td>0.025 (0.044)</td> </tr> <tr> <td>北浜町緑地帯</td> <td>0.000001</td> <td>0.019 (0.036)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) ( )内の数字は1日平均値の年間 98%値を示す。</p> <p>〈浮遊粒子状物質の年平均値〉 (単位:mg/m<sup>3</sup>)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>寄与濃度</th> <th>将来予測濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海市浄化センター</td> <td>0.000000</td> <td>0.026 (0.062)</td> </tr> <tr> <td>北浜町緑地帯</td> <td>0.000000</td> <td>0.022 (0.053)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) ( )内の数字は1日平均値の2%除外値を示す。</p> <p>〈二酸化窒素の1時間値〉 (単位:ppm)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>寄与濃度</th> <th>将来予測濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海市浄化センター</td> <td>0.000005</td> <td>0.066</td> </tr> <tr> <td>北浜町緑地帯</td> <td>0.000001</td> <td>0.060</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈浮遊粒子状物質の1時間値〉 (単位:mg/m<sup>3</sup>)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>寄与濃度</th> <th>将来予測濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海市浄化センター</td> <td>0.000005</td> <td>0.078</td> </tr> <tr> <td>北浜町緑地帯</td> <td>0.000001</td> <td>0.058</td> </tr> </tbody> </table>	項目	寄与濃度の最高値	将来予測濃度	二酸化硫黄 (ppm)	0.000035	0.003 (0.007)	二酸化窒素 (ppm)	0.000014	0.016 (0.034)	浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.000035	0.021 (0.049)	塩化水素 (ppm)	0.000069	0.002	ガス状水銀 (μg/m <sup>3</sup> )	0.000052	0.0021	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	0.000173	0.026	項目	寄与濃度の最高値	将来予測濃度	二酸化硫黄 (ppm)	0.00328	0.066	二酸化窒素 (ppm)	0.00105	0.066	浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.00328	0.091	塩化水素 (ppm)	0.00655	0.009	ガス状水銀 (μg/m <sup>3</sup> )	0.00491	0.0100	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	0.01639	0.13	予測地点	寄与濃度	将来予測濃度	東海市浄化センター	0.000001	0.025 (0.044)	北浜町緑地帯	0.000001	0.019 (0.036)	予測地点	寄与濃度	将来予測濃度	東海市浄化センター	0.000000	0.026 (0.062)	北浜町緑地帯	0.000000	0.022 (0.053)	予測地点	寄与濃度	将来予測濃度	東海市浄化センター	0.000005	0.066	北浜町緑地帯	0.000001	0.060	予測地点	寄与濃度	将来予測濃度	東海市浄化センター	0.000005	0.078	北浜町緑地帯	0.000001	0.058	<p><b>◆工事の実施</b></p> <p><b>●環境影響の回避・低減に係る評価</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な環境保全措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・急加速の禁止等を徹底し、環境に配慮した走行をするよう努める。</li> <li>・作業待機時におけるアイドリングストップを徹底し、空ぶかしを行わないなど、不必要な排出ガスの発生を抑制する。</li> <li>・工事区域内は、散水や清掃を適宜行う。</li> <li>・粉じんの発生しやすい残土は、長期にわたり放置しない。また、防じんシート及びネットで養生し、粉じんの発生・飛散を抑制する。等</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>これらの環境保全措置を確実に実施することで、資材等の搬入及び搬出、建設機械の稼働等に伴う大気質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られています。</p> <p>また、掘削・盛土等の土工に伴う粉じんについては、環境保全措置を確実に実施することから、掘削・盛土等の土工による粉じん等に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られています。</p> <p><b>●環境保全に関する基準等との整合に係る評価</b></p> <p>工事中の資材等の搬入及び搬出、建設機械の稼働等に伴う大気質の濃度は、評価指標とした環境基準値以下になると予測されるため、大気質の環境保全に関する基準との整合が図られています。</p> <p><b>▼施設の供用</b></p> <p><b>●環境影響の回避・低減に係る評価</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な環境保全措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ焼却施設の運転については、自動制御システムを採用し、焼却、排出ガス処理設備等の適正な運転管理を行い、施設の安定稼働を図る。</li> <li>・急加速の禁止等を徹底し、環境に配慮した走行をするように努める。</li> <li>・廃棄物等の運搬車両については、NO<sub>x</sub>・PM 法適合車両を使用するとともに、排出ガスの最新規制適合車を導入・使用するよう努める。等</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>これらの環境保全措置を確実に実施することで、ばい煙の排出、廃棄物等の搬入及び搬出に伴う大気質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られています。</p> <p><b>●環境保全に関する基準等との整合に係る評価</b></p> <p>施設の供用時のばい煙の排出、廃棄物等の搬入及び搬出に伴う大気質の濃度は、評価指標とした環境基準値以下になると予測されます。</p> <p>以上のことから、大気質の環境保全に関する基準との整合が図られています。</p>	主な環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急加速の禁止等を徹底し、環境に配慮した走行をするよう努める。</li> <li>・作業待機時におけるアイドリングストップを徹底し、空ぶかしを行わないなど、不必要な排出ガスの発生を抑制する。</li> <li>・工事区域内は、散水や清掃を適宜行う。</li> <li>・粉じんの発生しやすい残土は、長期にわたり放置しない。また、防じんシート及びネットで養生し、粉じんの発生・飛散を抑制する。等</li> </ul>	主な環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ焼却施設の運転については、自動制御システムを採用し、焼却、排出ガス処理設備等の適正な運転管理を行い、施設の安定稼働を図る。</li> <li>・急加速の禁止等を徹底し、環境に配慮した走行をするように努める。</li> <li>・廃棄物等の運搬車両については、NO<sub>x</sub>・PM 法適合車両を使用するとともに、排出ガスの最新規制適合車を導入・使用するよう努める。等</li> </ul>
項目	寄与濃度の最高値	将来予測濃度																																																																																	
二酸化硫黄 (ppm)	0.000035	0.003 (0.007)																																																																																	
二酸化窒素 (ppm)	0.000014	0.016 (0.034)																																																																																	
浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.000035	0.021 (0.049)																																																																																	
塩化水素 (ppm)	0.000069	0.002																																																																																	
ガス状水銀 (μg/m <sup>3</sup> )	0.000052	0.0021																																																																																	
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	0.000173	0.026																																																																																	
項目	寄与濃度の最高値	将来予測濃度																																																																																	
二酸化硫黄 (ppm)	0.00328	0.066																																																																																	
二酸化窒素 (ppm)	0.00105	0.066																																																																																	
浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.00328	0.091																																																																																	
塩化水素 (ppm)	0.00655	0.009																																																																																	
ガス状水銀 (μg/m <sup>3</sup> )	0.00491	0.0100																																																																																	
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	0.01639	0.13																																																																																	
予測地点	寄与濃度	将来予測濃度																																																																																	
東海市浄化センター	0.000001	0.025 (0.044)																																																																																	
北浜町緑地帯	0.000001	0.019 (0.036)																																																																																	
予測地点	寄与濃度	将来予測濃度																																																																																	
東海市浄化センター	0.000000	0.026 (0.062)																																																																																	
北浜町緑地帯	0.000000	0.022 (0.053)																																																																																	
予測地点	寄与濃度	将来予測濃度																																																																																	
東海市浄化センター	0.000005	0.066																																																																																	
北浜町緑地帯	0.000001	0.060																																																																																	
予測地点	寄与濃度	将来予測濃度																																																																																	
東海市浄化センター	0.000005	0.078																																																																																	
北浜町緑地帯	0.000001	0.058																																																																																	
主な環境保全措置																																																																																			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・急加速の禁止等を徹底し、環境に配慮した走行をするよう努める。</li> <li>・作業待機時におけるアイドリングストップを徹底し、空ぶかしを行わないなど、不必要な排出ガスの発生を抑制する。</li> <li>・工事区域内は、散水や清掃を適宜行う。</li> <li>・粉じんの発生しやすい残土は、長期にわたり放置しない。また、防じんシート及びネットで養生し、粉じんの発生・飛散を抑制する。等</li> </ul>																																																																																			
主な環境保全措置																																																																																			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ焼却施設の運転については、自動制御システムを採用し、焼却、排出ガス処理設備等の適正な運転管理を行い、施設の安定稼働を図る。</li> <li>・急加速の禁止等を徹底し、環境に配慮した走行をするように努める。</li> <li>・廃棄物等の運搬車両については、NO<sub>x</sub>・PM 法適合車両を使用するとともに、排出ガスの最新規制適合車を導入・使用するよう努める。等</li> </ul>																																																																																			

## 2.騒音、3.低周波音

調 査		予 測（工事の実施）																																																																																																								
<h3>2.騒音の状況</h3> <p>事業実施区域の敷地境界における環境騒音調査結果は次のとおりです。</p> <p>調査地点は工業専用地域で、環境基準の類型指定はありませんが、「県民の生活環境の保全等に関する条例」における規制基準値を下回っていました。</p> <p>&lt;環境騒音 特定工場等に係る騒音&gt; (単位:dB)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">調査地点</th> <th colspan="4">騒音レベル(LA5)</th> </tr> <tr> <th>朝</th> <th>昼間</th> <th>夕</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">平日</td> <td>北側敷地境界</td> <td>61</td> <td>62</td> <td>61</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>東側敷地境界</td> <td>64</td> <td>66</td> <td>60</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>南側敷地境界</td> <td>60</td> <td>64</td> <td>60</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>西側敷地境界</td> <td>54</td> <td>60</td> <td>59</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">休日</td> <td>北側敷地境界</td> <td>60</td> <td>61</td> <td>59</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>東側敷地境界</td> <td>61</td> <td>61</td> <td>60</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>南側敷地境界</td> <td>60</td> <td>61</td> <td>60</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>西側敷地境界</td> <td>51</td> <td>52</td> <td>50</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td colspan="2">規制基準</td> <td>75</td> <td>75</td> <td>75</td> <td>70</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)時間区分 朝:6時～8時、昼間:8時～19時、夕:19時～22時、夜間:22時～6時</p> <p>沿道における等価騒音レベルは次のとおりで、東海市浄化センター、北浜町緑地帯では、平日、休日とも環境基準値(昼間70dB、夜間65dB)を下回っていました。</p> <p>&lt;道路交通騒音&gt; (単位:dB)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査地点等</th> <th colspan="2">等価騒音レベル(LAeq)</th> </tr> <tr> <th>平日</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海市浄化センター</td> <td>63</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>北浜町緑地帯</td> <td>67</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>環境基準</td> <td>70</td> <td>65</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)時間区分 昼間:6時～22時、夜間:22時～6時</p> <p>交通量の調査結果は次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>交通量(台/日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海市浄化センター付近(横須賀IC)</td> <td>61,073</td> </tr> <tr> <td>北浜町緑地帯付近(朝倉IC)</td> <td>42,868</td> </tr> </tbody> </table>		区分	調査地点	騒音レベル(LA5)				朝	昼間	夕	夜間	平日	北側敷地境界	61	62	61	61	東側敷地境界	64	66	60	60	南側敷地境界	60	64	60	62	西側敷地境界	54	60	59	58	休日	北側敷地境界	60	61	59	60	東側敷地境界	61	61	60	59	南側敷地境界	60	61	60	61	西側敷地境界	51	52	50	51	規制基準		75	75	75	70	調査地点等	等価騒音レベル(LAeq)		平日	夜間	東海市浄化センター	63	60	北浜町緑地帯	67	61	環境基準	70	65	調査地点	交通量(台/日)	東海市浄化センター付近(横須賀IC)	61,073	北浜町緑地帯付近(朝倉IC)	42,868	<h3>予 測（工事の実施）</h3> <p>◆工事の実施</p> <p>(1) 資材等の搬入及び搬出</p> <p>資材等の運搬車両の走行に伴い増加する騒音レベル及び将来の騒音レベル(LAeq)は、道路端で次のとおり予測しました。</p> <p>&lt;道路交通騒音&gt; (単位:dB)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>増加する騒音レベル</th> <th>予測騒音レベル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海市浄化センター</td> <td>0.1</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td>北浜町緑地帯</td> <td>0.1</td> <td>67</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 建設機械の稼働等</p> <p>建設機械の稼働等(複合機械)による騒音レベル(LA5)は、敷地境界で次のとおり予測しました。</p> <p>(単位:dB)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>予測騒音レベル(LA5)</th> <th>規制基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大値を示す敷地境界上の地点</td> <td>84</td> <td rowspan="5">85</td> </tr> <tr> <td>北側敷地境界</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>東側敷地境界</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>南側敷地境界</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>西側敷地境界</td> <td>76</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)予測時期は、工事開始後20か月目です。</p>				予測地点	増加する騒音レベル	予測騒音レベル	東海市浄化センター	0.1	63	北浜町緑地帯	0.1	67	項目	予測騒音レベル(LA5)	規制基準値	最大値を示す敷地境界上の地点	84	85	北側敷地境界	83	東側敷地境界	77	南側敷地境界	83	西側敷地境界	76
区分	調査地点			騒音レベル(LA5)																																																																																																						
		朝	昼間	夕	夜間																																																																																																					
平日	北側敷地境界	61	62	61	61																																																																																																					
	東側敷地境界	64	66	60	60																																																																																																					
	南側敷地境界	60	64	60	62																																																																																																					
	西側敷地境界	54	60	59	58																																																																																																					
休日	北側敷地境界	60	61	59	60																																																																																																					
	東側敷地境界	61	61	60	59																																																																																																					
	南側敷地境界	60	61	60	61																																																																																																					
	西側敷地境界	51	52	50	51																																																																																																					
規制基準		75	75	75	70																																																																																																					
調査地点等	等価騒音レベル(LAeq)																																																																																																									
	平日	夜間																																																																																																								
東海市浄化センター	63	60																																																																																																								
北浜町緑地帯	67	61																																																																																																								
環境基準	70	65																																																																																																								
調査地点	交通量(台/日)																																																																																																									
東海市浄化センター付近(横須賀IC)	61,073																																																																																																									
北浜町緑地帯付近(朝倉IC)	42,868																																																																																																									
予測地点	増加する騒音レベル	予測騒音レベル																																																																																																								
東海市浄化センター	0.1	63																																																																																																								
北浜町緑地帯	0.1	67																																																																																																								
項目	予測騒音レベル(LA5)	規制基準値																																																																																																								
最大値を示す敷地境界上の地点	84	85																																																																																																								
北側敷地境界	83																																																																																																									
東側敷地境界	77																																																																																																									
南側敷地境界	83																																																																																																									
西側敷地境界	76																																																																																																									
<h3>3.低周波音の状況</h3> <p>事業実施区域敷地境界におけるG特性音圧レベルは、次のとおりです。</p> <p>(単位:dB)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査地点等</th> <th colspan="2">平均値</th> <th colspan="2">最大値</th> </tr> <tr> <th>平日</th> <th>休日</th> <th>平日</th> <th>休日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北側敷地境界</td> <td>83</td> <td>79</td> <td>84</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>東側敷地境界</td> <td>76</td> <td>70</td> <td>78</td> <td>73</td> </tr> <tr> <td>南側敷地境界</td> <td>76</td> <td>70</td> <td>79</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>西側敷地境界</td> <td>80</td> <td>70</td> <td>82</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>参照値</td> <td colspan="4">92</td> </tr> </tbody> </table> <p>事業実施区域は埋め立て造成された平坦地で、東側の市道を隔てて国道155号・247号の自動車専用道路があり、北側、南側、西側は工場に隣接しています。地表面は、主に既存施設のアスファルト舗装面と緑地で、東側から100m程度は緑地帯になっています。</p>		調査地点等	平均値		最大値		平日	休日	平日	休日	北側敷地境界	83	79	84	80	東側敷地境界	76	70	78	73	南側敷地境界	76	70	79	72	西側敷地境界	80	70	82	72	参照値	92				<p>工事による一時的な低周波音の影響は、予測対象にしていません。</p>																																																																						
調査地点等	平均値		最大値																																																																																																							
	平日	休日	平日	休日																																																																																																						
北側敷地境界	83	79	84	80																																																																																																						
東側敷地境界	76	70	78	73																																																																																																						
南側敷地境界	76	70	79	72																																																																																																						
西側敷地境界	80	70	82	72																																																																																																						
参照値	92																																																																																																									

予測（施設の供用）	評価結果																														
<p><b>▼施設の供用</b></p> <p><b>(3) 機械等の稼働</b></p> <p>機械等の稼働による騒音レベル(L<sub>A5</sub>)は、敷地境界で次のとおり予測しました。</p> <p style="text-align: right;">(単位: dB)</p> <table border="1" data-bbox="108 376 785 694"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>予測騒音レベル(L<sub>A5</sub>)</th> <th>規制基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予測地点</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>最大値を示す敷地境界上の地点</td> <td>46</td> <td rowspan="5">朝・夕 : 75 昼間 : 75 夜間 : 70</td> </tr> <tr> <td>北側敷地境界</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>東側敷地境界</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>南側敷地境界</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>西側敷地境界</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 時間区分 朝:6時～8時、昼間:8時～19時、夕:19時～22時、夜間:22時～6時</p> <p><b>(4) 廃棄物等の搬入及び搬出</b></p> <p>廃棄物等の運搬車両の走行に伴い増加する騒音レベル及び将来の騒音レベル(L<sub>Aeq</sub>)は、道路端で次のとおり予測しました。</p> <p style="text-align: right;">&lt;道路交通騒音&gt; (単位: dB)</p> <table border="1" data-bbox="108 1012 785 1153"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>増加する騒音レベル</th> <th>予測騒音レベル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海市浄化センター</td> <td>0.1</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td>北浜町緑地帯</td> <td>0.1</td> <td>67</td> </tr> </tbody> </table>	項目	予測騒音レベル(L <sub>A5</sub> )	規制基準値	予測地点			最大値を示す敷地境界上の地点	46	朝・夕 : 75 昼間 : 75 夜間 : 70	北側敷地境界	36	東側敷地境界	36	南側敷地境界	42	西側敷地境界	30	予測地点	増加する騒音レベル	予測騒音レベル	東海市浄化センター	0.1	63	北浜町緑地帯	0.1	67	<p><b>◆工事の実施</b></p> <p>●環境影響の回避・低減に係る評価</p> <table border="1" data-bbox="833 286 1455 448"> <thead> <tr> <th>主な環境保全措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>資材等の運搬車両については低公害型車両の積極的な採用に努める。</li> <li>作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。等</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>これらの環境保全措置を確実に実施することで、資材等の搬入及び搬出、建設機械の稼働等に伴う騒音に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られています。</p> <p>●環境保全に関する基準等との整合に係る評価</p> <p>工事中の資材等の搬入及び搬出に伴う騒音は、評価指標とした環境基準値以下になると予測されるため、騒音の環境保全に関する基準等との整合が図られています。</p> <p>工事中の建設機械の稼働等に伴う騒音は、評価指標とした規制基準値以下になると予測されるため、騒音の環境保全に関する基準等との整合が図られています。</p> <p><b>▼施設の供用</b></p> <p>●環境影響の回避・低減に係る評価</p> <table border="1" data-bbox="833 996 1455 1191"> <thead> <tr> <th>主な環境保全措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>大きな騒音を発生する機器には消音器を取り付ける。</li> <li>急加速の禁止等を徹底し、環境に配慮した走行を行うように努める。</li> <li>廃棄物等の運搬車両については低公害型車両の積極的な採用に努める。等</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>これらの環境保全措置を確実に実施することで、機械等の稼働、廃棄物等の搬入及び搬出に伴う騒音に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られています。</p> <p>●環境保全に関する基準等との整合に係る評価</p> <p>施設の供用時の機械等の稼働、廃棄物等の搬入及び搬出に伴う騒音は、評価指標とした規制基準値や環境基準値以下になると予測されるため、騒音の環境保全に関する基準等との整合が図られています。</p>	主な環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>資材等の運搬車両については低公害型車両の積極的な採用に努める。</li> <li>作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。等</li> </ul>	主な環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>大きな騒音を発生する機器には消音器を取り付ける。</li> <li>急加速の禁止等を徹底し、環境に配慮した走行を行うように努める。</li> <li>廃棄物等の運搬車両については低公害型車両の積極的な採用に努める。等</li> </ul>
項目	予測騒音レベル(L <sub>A5</sub> )	規制基準値																													
予測地点																															
最大値を示す敷地境界上の地点	46	朝・夕 : 75 昼間 : 75 夜間 : 70																													
北側敷地境界	36																														
東側敷地境界	36																														
南側敷地境界	42																														
西側敷地境界	30																														
予測地点	増加する騒音レベル	予測騒音レベル																													
東海市浄化センター	0.1	63																													
北浜町緑地帯	0.1	67																													
主な環境保全措置																															
<ul style="list-style-type: none"> <li>資材等の運搬車両については低公害型車両の積極的な採用に努める。</li> <li>作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。等</li> </ul>																															
主な環境保全措置																															
<ul style="list-style-type: none"> <li>大きな騒音を発生する機器には消音器を取り付ける。</li> <li>急加速の禁止等を徹底し、環境に配慮した走行を行うように努める。</li> <li>廃棄物等の運搬車両については低公害型車両の積極的な採用に努める。等</li> </ul>																															
<p><b>▼施設の供用</b></p> <p><b>(1) 機械等の稼働</b></p> <p>新施設の建屋の構造は類似施設と同様の鉄筋・鉄骨コンクリート造りで、建築面積も類似しています。</p> <p>新施設に最も近い住居等生活関連施設は、南東側約560mに位置していますので、類似施設と比較して同程度になるものと予測します。</p> <p>類似施設におけるG特性音圧レベルの最大値は84dBで、「低周波音問題対応の手引書」の参照値92dBを下回ると予測します。</p>	<p><b>▼施設の供用</b></p> <p>●環境影響の回避・低減に係る評価</p> <table border="1" data-bbox="833 1662 1455 1825"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>低周波音を発生する機器には必要に応じて消音器を取り付ける。</li> <li>各設備は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>施設の供用に伴う低周波音は、低周波音源となる設備機器をコンクリート構造建屋内に収納すること、さらに環境保全措置を実施することから、施設の供用に伴う低周波音に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られています。</p>	環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>低周波音を発生する機器には必要に応じて消音器を取り付ける。</li> <li>各設備は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。</li> </ul>																												
環境保全措置																															
<ul style="list-style-type: none"> <li>低周波音を発生する機器には必要に応じて消音器を取り付ける。</li> <li>各設備は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。</li> </ul>																															

#### 4.振動、5.悪臭

調 査	予 測（工事の実施）																																																																																		
<p><b>4.振動の状況</b></p> <p>事業実施区域の敷地境界における環境振動調査結果は次のとおりで、振動レベルは、昼間、夜間とも振動感覚閾値（人が振動を感じ始める値 55dB）以下でした。</p> <p>&lt;環境振動&gt; (単位:dB)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査地点等</th> <th colspan="2">昼間</th> <th colspan="2">夜間</th> </tr> <tr> <th>平日</th> <th>休日</th> <th>平日</th> <th>休日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北側敷地境界</td> <td>42</td> <td>31</td> <td>40</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>東側敷地境界</td> <td>47</td> <td>41</td> <td>45</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>南側敷地境界</td> <td>44</td> <td>31</td> <td>41</td> <td>30 未満</td> </tr> <tr> <td>西側敷地境界</td> <td>46</td> <td>31</td> <td>45</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>規制基準値</td> <td colspan="2">75</td> <td colspan="2">70</td> </tr> <tr> <td>振動感覚閾値</td> <td colspan="4">55</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 時間区分 昼間:7時~20時、夜間:20時~7時 2. 振動の値は、測定値の最大値です。</p> <p>沿道における平日の振動レベル調査結果は次のとおりで、東海市浄化センター、北浜町緑地帯ともに振動規制法の要請限度値（昼間:70dB、夜間:65dB）を下回っていました。</p> <p>&lt;道路交通振動&gt; (単位:dB)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査地点等</th> <th colspan="2">振動レベル(L<sub>10</sub>) 平日</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海市浄化センター</td> <td>43</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>北浜町緑地帯</td> <td>49</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>要請限度値</td> <td>70</td> <td>65</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 時間区分 昼間:7時~20時、夜間:20時~7時 2. 振動の値は、測定値の最大値です。</p> <p>地盤卓越振動数は次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>地盤卓越振動数(Hz)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海市浄化センター</td> <td>13.5</td> </tr> <tr> <td>北浜町緑地帯</td> <td>20.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 地盤卓越振動数は大型車 10 台について測定した 1/3 オクターブバンド中心周波数最大値の算術平均値です。</p>	調査地点等	昼間		夜間		平日	休日	平日	休日	北側敷地境界	42	31	40	32	東側敷地境界	47	41	45	40	南側敷地境界	44	31	41	30 未満	西側敷地境界	46	31	45	33	規制基準値	75		70		振動感覚閾値	55				調査地点等	振動レベル(L <sub>10</sub> ) 平日		昼間	夜間	東海市浄化センター	43	42	北浜町緑地帯	49	46	要請限度値	70	65	調査地点	地盤卓越振動数(Hz)	東海市浄化センター	13.5	北浜町緑地帯	20.3	<p><b>◆工事の実施</b></p> <p><b>(1) 資材等の搬入及び搬出</b></p> <p>資材等の運搬車両の走行に伴い増加する振動レベル及び将来の振動レベル(L<sub>10</sub>)は、道路端で次のとおり予測しました。</p> <p>&lt;道路交通振動&gt; (単位:dB)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>増加する振動レベル</th> <th>予測振動レベル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海市浄化センター</td> <td>0.0</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>北浜町緑地帯</td> <td>0.0</td> <td>46</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(2) 建設機械の稼働等</b></p> <p>建設機械の稼働等（複合機械）の影響による振動レベル(L<sub>10</sub>)は、敷地境界で次のとおり予測しました。</p> <p>(単位:dB)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>予測振動レベル(L<sub>10</sub>)</th> <th>規制基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大値を示す敷地境界上の地点</td> <td>70</td> <td rowspan="5">75</td> </tr> <tr> <td>北側敷地境界</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>東側敷地境界</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>南側敷地境界</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>西側敷地境界</td> <td>54</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 予測時期は、工事開始後 19 か月目です。</p>	予測地点	増加する振動レベル	予測振動レベル	東海市浄化センター	0.0	41	北浜町緑地帯	0.0	46	項目	予測振動レベル(L <sub>10</sub> )	規制基準値	最大値を示す敷地境界上の地点	70	75	北側敷地境界	65	東側敷地境界	56	南側敷地境界	61	西側敷地境界	54
調査地点等		昼間		夜間																																																																															
	平日	休日	平日	休日																																																																															
北側敷地境界	42	31	40	32																																																																															
東側敷地境界	47	41	45	40																																																																															
南側敷地境界	44	31	41	30 未満																																																																															
西側敷地境界	46	31	45	33																																																																															
規制基準値	75		70																																																																																
振動感覚閾値	55																																																																																		
調査地点等	振動レベル(L <sub>10</sub> ) 平日																																																																																		
	昼間	夜間																																																																																	
東海市浄化センター	43	42																																																																																	
北浜町緑地帯	49	46																																																																																	
要請限度値	70	65																																																																																	
調査地点	地盤卓越振動数(Hz)																																																																																		
東海市浄化センター	13.5																																																																																		
北浜町緑地帯	20.3																																																																																		
予測地点	増加する振動レベル	予測振動レベル																																																																																	
東海市浄化センター	0.0	41																																																																																	
北浜町緑地帯	0.0	46																																																																																	
項目	予測振動レベル(L <sub>10</sub> )	規制基準値																																																																																	
最大値を示す敷地境界上の地点	70	75																																																																																	
北側敷地境界	65																																																																																		
東側敷地境界	56																																																																																		
南側敷地境界	61																																																																																		
西側敷地境界	54																																																																																		
<p><b>5.悪臭の状況</b></p> <p>事業実施区域の敷地境界4地点における特定悪臭物質 22 項目及び臭気指数の調査結果は、次のとおりでした。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>調査結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定悪臭物質 (22 項目)</td> <td>夏季、冬季ともに、全ての地点の全ての項目で、規制基準値を下回っていました。</td> </tr> <tr> <td>臭気指数</td> <td>夏季、冬季ともに、全ての地点で規制基準値(臭気指数 15)を下回っていました。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 臭気指数は、人間の嗅覚を用いて測定する臭気濃度から導かれる指数です。 臭気濃度 10 は、においのある空気を 10 倍希釈したときに臭いが消えることを表します。臭気濃度と臭気指数の関係は、臭気濃度 10=臭気指数 10、臭気濃度 20=臭気指数 13 です。 臭気濃度より臭気指数の方がより人間の感じる感覚量に近い尺度とされています。</p>	区分	調査結果	特定悪臭物質 (22 項目)	夏季、冬季ともに、全ての地点の全ての項目で、規制基準値を下回っていました。	臭気指数	夏季、冬季ともに、全ての地点で規制基準値(臭気指数 15)を下回っていました。	<p>工事による一時的な悪臭の影響は、予測対象にしていません。</p>																																																																												
区分	調査結果																																																																																		
特定悪臭物質 (22 項目)	夏季、冬季ともに、全ての地点の全ての項目で、規制基準値を下回っていました。																																																																																		
臭気指数	夏季、冬季ともに、全ての地点で規制基準値(臭気指数 15)を下回っていました。																																																																																		

予測（施設の供用）	評価結果																											
<p><b>▼施設の供用</b></p> <p><b>(3) 機械等の稼働</b></p> <p>機械等の稼働による振動レベルは、敷地境界で次のとおり予測しました。</p> <p style="text-align: right;">(単位: dB)</p> <table border="1" data-bbox="108 380 786 689"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>予測振動レベル(L<sub>10</sub>)</th> <th>規制基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大値を示す敷地境界上の地点</td> <td>60</td> <td rowspan="5">昼間 : 75 夜間 : 70</td> </tr> <tr> <td>北側敷地境界</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>東側敷地境界</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>南側敷地境界</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>西側敷地境界</td> <td>52</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 時間区分 昼間: 7時~20時、夜間: 20時~7時</p> <p><b>(4) 廃棄物等の搬入及び搬出</b></p> <p>廃棄物等の運搬車両の走行に伴い増加する振動レベル及び将来予測結果は、道路端で次のとおり予測しました。</p> <p>&lt;道路交通振動&gt; (単位: dB)</p> <table border="1" data-bbox="108 981 786 1115"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>増加する振動レベル</th> <th>予測振動レベル(L<sub>10</sub>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海市浄化センター</td> <td>0.0</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>北浜町緑地帯</td> <td>0.0</td> <td>46</td> </tr> </tbody> </table>	項目	予測振動レベル(L <sub>10</sub> )	規制基準値	最大値を示す敷地境界上の地点	60	昼間 : 75 夜間 : 70	北側敷地境界	60	東側敷地境界	45	南側敷地境界	58	西側敷地境界	52	予測地点	増加する振動レベル	予測振動レベル(L <sub>10</sub> )	東海市浄化センター	0.0	41	北浜町緑地帯	0.0	46	<p><b>◆工事の実施</b></p> <table border="1" data-bbox="831 235 1455 398"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事関係者の通勤は極力相乗りとすることにより通勤車両台数の抑制に努める。</li> <li>・可能な限り低振動工法を採用する。</li> <li>・作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>これらの環境保全措置を確実に実施することで、資材等の搬入及び搬出、建設機械の稼働等に伴う振動に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られています。</p> <p><b>●環境保全に関する基準等との整合に係る評価</b></p> <p>工事中の建設機械の稼働等に伴う振動は、評価指標とした規制基準値以下になると予測されますので、振動の環境保全に関する基準との整合が図られています。</p> <p><b>▼施設の供用</b></p> <p><b>●環境影響の回避・低減に係る評価</b></p> <table border="1" data-bbox="831 853 1455 1016"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて機械等の設置部の強化や防振ゴムの設置を行う。</li> <li>・適切な運行計画を策定し、朝・夕の交通量増加時には廃棄物等の運搬車両の台数を抑えるよう努める。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>これらの環境保全措置を確実に実施することで、機械等の稼働、廃棄物等の搬入及び搬出に伴う振動に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られています。</p> <p><b>●環境保全に関する基準等との整合に係る評価</b></p> <p>施設の供用時の機械等の稼働に伴う振動は、評価指標とした規制基準以下になると予測されるため、振動の環境保全に関する基準との整合が図られています。</p>	環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事関係者の通勤は極力相乗りとすることにより通勤車両台数の抑制に努める。</li> <li>・可能な限り低振動工法を採用する。</li> <li>・作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。</li> </ul>	環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて機械等の設置部の強化や防振ゴムの設置を行う。</li> <li>・適切な運行計画を策定し、朝・夕の交通量増加時には廃棄物等の運搬車両の台数を抑えるよう努める。</li> </ul>
項目	予測振動レベル(L <sub>10</sub> )	規制基準値																										
最大値を示す敷地境界上の地点	60	昼間 : 75 夜間 : 70																										
北側敷地境界	60																											
東側敷地境界	45																											
南側敷地境界	58																											
西側敷地境界	52																											
予測地点	増加する振動レベル	予測振動レベル(L <sub>10</sub> )																										
東海市浄化センター	0.0	41																										
北浜町緑地帯	0.0	46																										
環境保全措置																												
<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事関係者の通勤は極力相乗りとすることにより通勤車両台数の抑制に努める。</li> <li>・可能な限り低振動工法を採用する。</li> <li>・作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。</li> </ul>																												
環境保全措置																												
<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて機械等の設置部の強化や防振ゴムの設置を行う。</li> <li>・適切な運行計画を策定し、朝・夕の交通量増加時には廃棄物等の運搬車両の台数を抑えるよう努める。</li> </ul>																												
<p><b>▼施設の供用</b></p> <p><b>(1) 施設からの悪臭の漏洩</b></p> <p>類似施設として、既存施設における調査結果を基に予測を行いました。その結果、敷地境界4地点における特定悪臭物質項目は、全て規制基準値を下回ると予測されます。また、臭気指数も全て10未満と予測されます。</p> <p>新施設に搬入されるごみの質は、市民の生活様式の変化や、分別収集の徹底などにより多少の変化は考えられるものの、悪臭対策として既存施設と同様にエアカーテンの設置、ごみピット内の負圧保持(燃焼用空気として炉へ送る)等を講ずることから、既存施設での調査結果に比べて大きな変化はないものと予測されます。</p>	<p><b>▼施設の供用</b></p> <p><b>●環境影響の回避・低減に係る評価</b></p> <table border="1" data-bbox="831 1529 1455 1722"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラットホーム及び施設内道路は定期的に清掃するとともに、プラットホーム及びごみピット内へ消臭剤を散布して悪臭の発生を抑制する。</li> <li>・脱臭装置の活性炭等の維持管理を徹底し、悪臭の発生を防止する。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>これらの環境保全措置を確実に実施することで、施設からの悪臭の漏洩に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られています。</p> <p><b>●環境保全に関する基準等との整合に係る評価</b></p> <p>事業実施区域は悪臭防止法に基づく規制地域の区分として第2種地域に指定されています。予測結果によれば全ての特定悪臭物質、臭気指数ともに規制基準値を大きく下回るため、悪臭の環境保全に関する基準等との整合が図られています。</p>	環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラットホーム及び施設内道路は定期的に清掃するとともに、プラットホーム及びごみピット内へ消臭剤を散布して悪臭の発生を抑制する。</li> <li>・脱臭装置の活性炭等の維持管理を徹底し、悪臭の発生を防止する。</li> </ul>																									
環境保全措置																												
<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラットホーム及び施設内道路は定期的に清掃するとともに、プラットホーム及びごみピット内へ消臭剤を散布して悪臭の発生を抑制する。</li> <li>・脱臭装置の活性炭等の維持管理を徹底し、悪臭の発生を防止する。</li> </ul>																												

6.水質、7.地盤・土壌、8.地下水の状況及び地下水質

調 査	予 測（工事の実施）																																		
<p><b>6.水質の状況</b></p> <p>放流予定地点の前面市道マンホールでの水質調査結果は、次のとおりです。</p> <p>生活環境の保全に関する項目の基準値はありませんが、現知多市清掃センター放流水とマンホール内で合流した後の水素イオン濃度は 7.1～7.5 で、どの類型に対しても環境基準値以内でした。</p> <p>&lt;平水時&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>区分</th> <th>春季</th> <th>夏季</th> <th>秋季</th> <th>冬季</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放流水の合流前</td> <td>水素イオン濃度</td> <td>7.3</td> <td>7.1</td> <td>7.2</td> <td>7.5</td> </tr> <tr> <td>透視度(度)</td> <td>50 以上</td> <td>50 以上</td> <td>50 以上</td> <td>50 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">マンホール内で合流後</td> <td>水素イオン濃度</td> <td>7.4</td> <td>7.1</td> <td>7.1</td> <td>7.5</td> </tr> <tr> <td>透視度(度)</td> <td>50 以上</td> <td>50 以上</td> <td>50 以上</td> <td>50 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;降雨時&gt;</p> <p>降雨時における現知多市清掃センター放流水がマンホール内で合流する前の各項目の最大値は、流量が 17L/s、浮遊物質量が 107mg/L、濁度が 26 度で、マンホール内で合流した後の最大値は、流量が 88L/s、浮遊物質量が 20mg/L、濁度が 17 度でした。</p>	場所	区分	春季	夏季	秋季	冬季	放流水の合流前	水素イオン濃度	7.3	7.1	7.2	7.5	透視度(度)	50 以上	50 以上	50 以上	50 以上	マンホール内で合流後	水素イオン濃度	7.4	7.1	7.1	7.5	透視度(度)	50 以上	50 以上	50 以上	50 以上	<p><b>◆工事の実施</b></p> <p><u>(1) 掘削・盛土等の土工</u></p> <p>&lt;水の濁り&gt;</p> <p>工事中の降雨条件として設定した時間雨量(35mm)があった場合、沈砂池出口での浮遊物質量の最大値は、97.1 mg/L で、降雨時間中の最大値を下回るため、影響は小さいと予測します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>浮遊物質量の時間最大値 (mg/L)</th> <th>降雨時間中の最大値 (mg/L)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工所用沈砂池の流出口</td> <td>97.1</td> <td>107</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;水素イオン濃度&gt;</p> <p>コンクリート工事によるアルカリ排水は、沈砂池における水素イオン濃度 (pH) が排水基準 (6.5 以上 8.5 以下) 以内になるよう中和処理したのち、既設排水管に排水することから影響は小さいと予測します。</p>	予測地点	浮遊物質量の時間最大値 (mg/L)	降雨時間中の最大値 (mg/L)	工所用沈砂池の流出口	97.1	107
場所	区分	春季	夏季	秋季	冬季																														
放流水の合流前	水素イオン濃度	7.3	7.1	7.2	7.5																														
	透視度(度)	50 以上	50 以上	50 以上	50 以上																														
マンホール内で合流後	水素イオン濃度	7.4	7.1	7.1	7.5																														
	透視度(度)	50 以上	50 以上	50 以上	50 以上																														
予測地点	浮遊物質量の時間最大値 (mg/L)	降雨時間中の最大値 (mg/L)																																	
工所用沈砂池の流出口	97.1	107																																	
<p><b>7.地盤・土壌の状況</b></p> <p>事業実施区域内の地点 1-7 における土壌に係る環境基準の項目 (銅を除く 25 項目) は、地表では全ての項目で環境基準値を下回っていました。</p> <p>地下 10m 付近は砒素以外の項目で環境基準値を下回っていました。</p> <p>また、別途調査した土壌ガス等の調査については、新施設の建設予定地の 12 区画で実施した結果、2区画でふっ素及びその化合物が土壌溶出量基準を上回っていましたが、その他の物質は基準値を下回っていました。</p>	<p><b>◆工事の実施</b></p> <p><u>(1) 掘削・盛土等の土工</u></p> <p>現地調査結果によれば、土壌の汚染に係る環境基準項目は、地表では全て環境基準値を下回っており、地下 10m 付近では、砒素以外の項目は環境基準値を下回っています。</p> <p>ふっ素及びその化合物については、調査区画のうち 2 区画で土壌汚染等対策基準 (土壌溶出量基準) を上回る値が確認されましたが、地歴調査では、これらの基準値超過等の原因は特定できませんでした。</p> <p>工事の実施において、土壌が攪乱された場合、土壌汚染の拡散及び地下水の汚染が悪化する可能性があります。その対策として、工事の実施に当たっては、必要に応じて汚染土壌の調査を実施し、法令等に基づき汚染土壌の除去等の必要な措置を確実にを行うことから、掘削・盛土等の土工による土壌汚染拡散及び地下水の汚染が発生する可能性は小さいと予測します。</p>																																		
<p><b>8.地下水の状況</b></p> <p>事業実施区域内の 2 地点 (地点 1-7、地点 1-8) で実施したボーリング調査によれば、表層より上部盛土、下部埋土、沖積層 (砂質土、粘性土)、東海層群常滑層が分布しています。</p> <p>業実施区域内の地下水の水位は、地点 1-7 が 2.83～4.60m、地点 1-8 が 3.15～4.57m でした。</p> <p>地下水に関する環境基準項目の値は、両地点ともに、ふっ素が年平均値で環境基準値を上回っていました。地点 1-8 のほう素は、年平均値では基準値と同じでしたが、春季及び夏季で基準値を上回っていました。両地点ともに、ふっ素の濃度が高かった原因は不明ですが、海域に近い埋立地であることから海水の影響を受けていると考えられます。</p> <p>ふっ素、ほう素の環境基準値超過については、県に報告して公表し、措置として愛知県土壌汚染等対策指針に準じた定期的な地下水質のモニタリングを実施しています。事業実施区域周辺では、飲用に使用されている井戸はありませんでした。</p>	<p><b>◆工事の実施</b></p> <p><u>(1) 掘削・盛土等の土工</u></p> <p>&lt;地下水位&gt;</p> <p>工事中の濁水対策のため、事業実施区域内の東端に深さ 2m ほどの沈砂池を設置する計画です。事業実施区域内でのボーリング調査結果によれば、地表から 2m 付近まで盛土で、沈砂池掘削では盛土より下の地層を乱さないことから、事業の実施に伴う予測地域の地下水位低下の可能性は極めて小さいと予測します。</p> <p>ごみピットの掘削では、止水性の山留め壁により地下水の流れが一部遮断されますが、地下水は掘削部分を避ける形でゆっくり移動すると想定され、事業の実施に伴う予測地域の地下水位低下の可能性は極めて小さいと予測します。</p> <p>&lt;地下水質&gt;</p> <p>ふっ素が年平均値で環境基準値を上回っていましたが、ふっ素以外は環境基準値を下回っていました。</p> <p>工事の実施に当たっては、掘削部分の地下水を遮断すること、地下水汚染の原因となる物質を含む地盤改良剤等は使用しないことから、掘削・盛土等の土工による地下水の汚染が悪化する可能性は小さいと予測します。</p>																																		

予測（施設の存在）	評価結果		
<p>施設の稼働に伴うプラント排水は、クローズドシステムとし、場内で再利用しますので、施設外に放流しません。</p>	<p>◆工事の実施</p> <p>●環境影響の回避・低減に係る評価</p> <table border="1" data-bbox="831 248 1455 510"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事中に掘削したままの表層を長時間露出しないように工事区域を区切って施工する。</li> <li>・大雨が予想される時は、できる限り土壌が流出しないよう、工事工程の変更や裸地部分へのシート掛けなどの適切な濁水流出防止対策を講じる。</li> <li>・排水等は適宜測定(pH、濁度等)を行うなど排水処理施設の維持管理の徹底に努める。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>工事の実施に伴う水の濁り、コンクリート工事の排水による水素イオン濃度の影響は小さいこと、さらにこれらの環境保全措置を確実に実施することで、工事の実施に伴う水質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られています。</p>	環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事中に掘削したままの表層を長時間露出しないように工事区域を区切って施工する。</li> <li>・大雨が予想される時は、できる限り土壌が流出しないよう、工事工程の変更や裸地部分へのシート掛けなどの適切な濁水流出防止対策を講じる。</li> <li>・排水等は適宜測定(pH、濁度等)を行うなど排水処理施設の維持管理の徹底に努める。</li> </ul>
環境保全措置			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事中に掘削したままの表層を長時間露出しないように工事区域を区切って施工する。</li> <li>・大雨が予想される時は、できる限り土壌が流出しないよう、工事工程の変更や裸地部分へのシート掛けなどの適切な濁水流出防止対策を講じる。</li> <li>・排水等は適宜測定(pH、濁度等)を行うなど排水処理施設の維持管理の徹底に努める。</li> </ul>			
<p>施設の稼働に伴い、土壌に影響を与えることはありません。</p> <p>◆工事の実施</p> <p>●環境影響の回避・低減に係る評価</p> <table border="1" data-bbox="132 1021 756 1189"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資材等の運搬車両が退出する際は、構内でタイヤに付着した土砂を十分除去した上で退出する。</li> <li>・残土は、防じんシート、防じんネット等で養生するなど、粉じんの発生・飛散等を抑制する。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>工事の実施において、土壌が攪乱された場合、土壌汚染の拡散及び地下水の汚染が悪化する可能性があります。その対策として、工事の実施に当たっては、必要に応じて汚染状況の調査を実施し、法令等に基づき汚染土壌の除去等の必要な措置及び環境保全措置を確実に実施</p>	環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資材等の運搬車両が退出する際は、構内でタイヤに付着した土砂を十分除去した上で退出する。</li> <li>・残土は、防じんシート、防じんネット等で養生するなど、粉じんの発生・飛散等を抑制する。</li> </ul>	<p>することで、地盤・土壌に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られています。</p> <p>●環境保全に関する基準等との整合に係る評価</p> <p>現地調査により、事業実施区域の地下 10m付近では砒素について、環境基準を上回る値が確認されています。</p> <p>ふっ素及びその化合物については調査区画に設定した 12 区画中、2 区画において、土壌汚染等対策基準（土壌溶出量基準）を上回る値が確認されています。</p> <p>工事の実施に当たっては、必要に応じて汚染土壌の調査を実施し、法令等に基づき汚染土壌の除去等の必要な措置及び環境保全措置を確実に実施することから、土壌の汚染に係る基準との整合は、現状が維持されるものと評価します。</p>
環境保全措置			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・資材等の運搬車両が退出する際は、構内でタイヤに付着した土砂を十分除去した上で退出する。</li> <li>・残土は、防じんシート、防じんネット等で養生するなど、粉じんの発生・飛散等を抑制する。</li> </ul>			
<p>■施設の存在</p> <p>(2) 地形改変及び工作物等の存在</p> <p>ごみピットの最深部は地表から 10m程度の予定です。地下水位の調査結果によれば、事業実施区域内の孔内水位は、地表から約3～5m下に分布しており、季節により変動しています。</p> <p>事業実施区域は埋立地であり、土質をみると、地表から2m程度は盛土、その下5m程度が埋立て造成時の埋土です。その下層は、17～18mまでは砂質土が続き、それ以深は粘性土となっています。</p> <p>新たに設置される地下構造物により、周辺の地下水の流れが一部遮断されるものの、地下水は、砂質土内の地下構造物を避ける形でゆっくり移動すると想定されることから、地形改変及び工作物等の存在による予測地域の地下水位低下の可能性は極めて小さいと予測します。</p>	<p>◆工事の実施</p> <p>●環境影響の回避・低減に係る評価</p> <table border="1" data-bbox="831 1462 1455 1590"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水質の定期的なモニタリングを継続するとともに、地下部分の掘削時には、適宜、地下水質の調査を実施する。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>工事の実施において、土壌が攪乱された場合、地下水質の悪化する可能性はありますが、環境保全措置を確実に実施することから、地下水位及び地下水質の汚濁に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られています。</p> <p>●環境保全に関する基準等との整合に係る評価</p> <p>工事の実施に当たっては、掘削部分の地下水を遮断すること、地下水汚染の原因となる物質を含む地盤改良剤等は使用しないこと及び環境保全措置を確実に実施することから、地下水の水質に係る環境基準との整合は、現状が維持されるものと評価します。</p> <p>■施設の存在</p> <p>●環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>地下水位への影響は極めて小さいと判断されますので、地下水位に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られています。</p>	環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水質の定期的なモニタリングを継続するとともに、地下部分の掘削時には、適宜、地下水質の調査を実施する。</li> </ul>
環境保全措置			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水質の定期的なモニタリングを継続するとともに、地下部分の掘削時には、適宜、地下水質の調査を実施する。</li> </ul>			

9.動物、10.植物、11.生態系

調 査	予 測（工事の実施）																																															
<p><b>9.動物の状況</b></p> <p>調査範囲内(事業実施区域及びその周辺約 200m)で確認した種数は、次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="3">確認した種数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほ乳類</td> <td>2 目</td> <td>5 科</td> <td>6 種</td> </tr> <tr> <td>鳥類</td> <td>13 目</td> <td>28 科</td> <td>44 種</td> </tr> <tr> <td>両生類</td> <td>0 目</td> <td>0 科</td> <td>0 種</td> </tr> <tr> <td>は虫類</td> <td>1 目</td> <td>3 科</td> <td>3 種</td> </tr> <tr> <td>昆虫類</td> <td>14 目</td> <td>166 科</td> <td>562 種</td> </tr> <tr> <td>クモ類</td> <td>1 目</td> <td>20 科</td> <td>76 種</td> </tr> <tr> <td>陸産貝類</td> <td>1 目</td> <td>10 科</td> <td>17 種</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、調査範囲内及びその周辺で確認した重要な種は、次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">確認した重要な種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥類</td> <td>6 種</td> <td>ミサゴ、ハチクマ、チュウヒ、ハイタカ、オオタカ、ハヤブサ</td> </tr> <tr> <td>昆虫類</td> <td>3 種</td> <td>オオツノハネカクシ、アカオビケラトリバチ、ヤマトアシナガバチ</td> </tr> <tr> <td>クモ類</td> <td>2 種</td> <td>ワスレナグモ、コガネグモ</td> </tr> <tr> <td>陸産貝類</td> <td>1 種</td> <td>スナガイ</td> </tr> </tbody> </table>	区分	確認した種数			ほ乳類	2 目	5 科	6 種	鳥類	13 目	28 科	44 種	両生類	0 目	0 科	0 種	は虫類	1 目	3 科	3 種	昆虫類	14 目	166 科	562 種	クモ類	1 目	20 科	76 種	陸産貝類	1 目	10 科	17 種	区分	確認した重要な種		鳥類	6 種	ミサゴ、ハチクマ、チュウヒ、ハイタカ、オオタカ、ハヤブサ	昆虫類	3 種	オオツノハネカクシ、アカオビケラトリバチ、ヤマトアシナガバチ	クモ類	2 種	ワスレナグモ、コガネグモ	陸産貝類	1 種	スナガイ	<p><b>◆工事の実施</b></p> <p><b>（1）建設機械の稼働等</b></p> <p>事業実施区域内において確認された重要な種のうち、鳥類のミサゴ、ハイタカ、オオタカ、ハヤブサについては、確認例数が少なく、繁殖場所等の主要な生息場所として利用していないと考えられます。</p> <p>また、ハイタカ、オオタカ、ハヤブサについては、主な餌の中・小型鳥類が多く生息する樹林地は事業実施区域外に広い面積で存在しており、事業実施区域内の樹林地も大規模な改変等が行われないこと等から、建設機械の稼働等による重要な動物の生息環境への影響は小さいと予測します。</p> <p><b>（2）掘削・盛土等の土工</b></p> <p>重要な種の中で調査地域内の河川等の水辺を主要な生息環境や餌場として利用している種は確認されていません。さらに、調査地域内の水辺に濁水の流入が基本的になく、工事中の濁水等については、沈砂池の設置等の濁水防止対策を実施するため、掘削・盛土等の土工による重要な動物の生息環境への影響は小さいと予測します。</p>
区分	確認した種数																																															
ほ乳類	2 目	5 科	6 種																																													
鳥類	13 目	28 科	44 種																																													
両生類	0 目	0 科	0 種																																													
は虫類	1 目	3 科	3 種																																													
昆虫類	14 目	166 科	562 種																																													
クモ類	1 目	20 科	76 種																																													
陸産貝類	1 目	10 科	17 種																																													
区分	確認した重要な種																																															
鳥類	6 種	ミサゴ、ハチクマ、チュウヒ、ハイタカ、オオタカ、ハヤブサ																																														
昆虫類	3 種	オオツノハネカクシ、アカオビケラトリバチ、ヤマトアシナガバチ																																														
クモ類	2 種	ワスレナグモ、コガネグモ																																														
陸産貝類	1 種	スナガイ																																														
<p><b>10.植物の状況</b></p> <p>調査範囲内(事業実施区域及びその周辺約 200m)で確認された種数は、85 科 283 種(亜種、変種を含む)で、重要な種は、確認されませんでした。</p> <p>植生調査では、クズ群落等 5 種類の植物群落のタイプを確認しました。植生調査で確認した植物群落のタイプは、次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>群落名等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">植物群落</td> <td>クズ群落</td> </tr> <tr> <td>ニセアカシア群落</td> </tr> <tr> <td>その他植林(落葉広葉樹)</td> </tr> <tr> <td>その他植林(常緑広葉樹)</td> </tr> <tr> <td>路傍・空地雑草群落</td> </tr> </tbody> </table>	分類	群落名等	植物群落	クズ群落	ニセアカシア群落	その他植林(落葉広葉樹)	その他植林(常緑広葉樹)	路傍・空地雑草群落	<p><b>◆工事の実施</b></p> <p><b>（1）掘削・盛土等の土工</b></p> <p>植物の重要な種の生育が確認されなかったことから、掘削・盛土等の土工による重要な植物の生育環境への影響はないと予測します。</p>																																							
分類	群落名等																																															
植物群落	クズ群落																																															
	ニセアカシア群落																																															
	その他植林(落葉広葉樹)																																															
	その他植林(常緑広葉樹)																																															
	路傍・空地雑草群落																																															
<p><b>11.生態系の状況</b></p> <p>上位性・典型性・特殊性の観点から注目種を次のとおり選定しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>注目種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位性</td> <td>イタチ属の一種</td> </tr> <tr> <td>典型性</td> <td>ヒヨドリ、スズメ、トカゲ類、キタキチョウ</td> </tr> <tr> <td>特殊性</td> <td>調査地域には、特殊な環境は存在しないことから、特殊性の注目種は選定しませんでした。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	注目種	上位性	イタチ属の一種	典型性	ヒヨドリ、スズメ、トカゲ類、キタキチョウ	特殊性	調査地域には、特殊な環境は存在しないことから、特殊性の注目種は選定しませんでした。	<p><b>◆工事の実施</b></p> <p><b>・上位性</b></p> <p>イタチ属の一種は事業実施区域内で確認されましたが、同様の環境は事業実施区域外に広い面積で存在しており、工事の実施と共に事業実施区域外へ一時的に逃避すると考えられることから、工事の実施によるこれらの種の生息環境への影響は小さいと予測します。</p> <p><b>・典型性</b></p> <p>ヒヨドリ、スズメ、トカゲ類、キタキチョウは事業実施区域内で確認されましたが、良好な生息環境である樹林地や草地等は事業実施区域外に広い面積で存在していることから、事業実施区域内に生息する個体も工実施と共に、一時的に事業実施区域外へ逃避すると考えられます。</p> <p>また、工事に当たっては、濁水防止対策を実施することなどから、工事の実施によるこれらの種の生息環境への影響は小さいと予測します。</p>																																							
区分	注目種																																															
上位性	イタチ属の一種																																															
典型性	ヒヨドリ、スズメ、トカゲ類、キタキチョウ																																															
特殊性	調査地域には、特殊な環境は存在しないことから、特殊性の注目種は選定しませんでした。																																															

予測（施設の存在・施設の供用）	評価結果				
<p><b>■施設の存在・▼施設の供用</b></p> <p><b>(3) 地形改変及び工作物等の存在</b></p> <p>事業実施区域内において確認された重要な種は、鳥類がミサゴ、ハイタカ、オオタカ、ハヤブサ、昆虫類はオオツノハネカクシ、クモ類がワスレナグモ、コガネグモ、陸産貝類はスナガイでした。鳥類のハヤブサ、ハイタカ、オオタカ、ミサゴ、昆虫類のオオツノハネカクシは一時的に飛来したものと考えられます。</p> <p>鳥類のハチクマ、チュウビ、昆虫類のアカオビケラトリバチ、ヤマトアシナガバチは事業実施区域外での確認でした。</p> <p>昆虫類のアカオビケラトリバチ、ヤマトアシナガバチ、クモ類のワスレナグモ、コガネグモが確認された草地は、事業実施区域外に広い面積で存在しており、事業実施区域内を主要な生息場所として依存していないと考えられます。</p> <p>貝類のスナガイは事業実施区域内の樹林地が主要な生息場所であると考えられますが、確認された事業実施区域内の樹林地では大規模な改変等を行わない計画です。</p> <p>以上のことから、地形改変及び工作物等の存在による、これら重要な種の生息環境への影響はないと予測します。</p>	<p><b>◆工事の実施</b></p> <p><b>●環境影響の回避・低減に係る評価</b></p> <table border="1" data-bbox="831 271 1455 434"> <thead> <tr> <th>主な環境保全措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。</li> <li>・大雨が予想される時は、できる限り土壌が流出しないよう、工事工程の変更や裸地部分へのシート掛けなどの適切な濁水流出防止対策を講じる。等</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>これらの環境保全措置を確実に実施することで、建設機械の稼働等に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減されていると評価します。</p> <p>また、掘削・盛土等の土工に係る環境影響については、環境配慮事項の確実な実施により事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られています。</p> <p><b>■施設の存在・▼施設の供用</b></p> <p><b>●環境影響の回避・低減に係る評価</b></p> <table border="1" data-bbox="831 725 1455 824"> <thead> <tr> <th>主な環境保全措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・光源に紫外光が少ない LED を積極採用し、光走性を有する昆虫類の誘引を抑制する。等</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>これらの環境保全措置を確実に実施することで、施設の使用に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られています。</p>	主な環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。</li> <li>・大雨が予想される時は、できる限り土壌が流出しないよう、工事工程の変更や裸地部分へのシート掛けなどの適切な濁水流出防止対策を講じる。等</li> </ul>	主な環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・光源に紫外光が少ない LED を積極採用し、光走性を有する昆虫類の誘引を抑制する。等</li> </ul>
主な環境保全措置					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。</li> <li>・大雨が予想される時は、できる限り土壌が流出しないよう、工事工程の変更や裸地部分へのシート掛けなどの適切な濁水流出防止対策を講じる。等</li> </ul>					
主な環境保全措置					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・光源に紫外光が少ない LED を積極採用し、光走性を有する昆虫類の誘引を抑制する。等</li> </ul>					
<p><b>■施設の存在・▼施設の供用</b></p> <p><b>(2) 地形改変及び工作物等の存在</b></p> <p>植物の重要な種の生育が確認されなかったことから、地形改変及び工作物等の存在による重要な植物の生育環境への影響はないと予測します。</p>	<p><b>◆工事の実施</b></p> <p><b>●環境影響の回避・低減に係る評価</b></p> <p>掘削・盛土等の土工に伴う植物の重要な種への環境影響については、重要な種が確認されていないこと、濁水防止対策を実施すること等から、生育環境への影響はないと判断しました。このことから、掘削・盛土等の土工に係る環境影響は、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られています。</p> <p><b>■施設の存在・▼施設の供用</b></p> <p><b>●環境影響の回避・低減に係る評価</b></p> <p>地形改変及び工作物等の存在に伴う植物の重要な種への環境影響については、重要な種が確認されていないことから、生育環境への影響はないと判断しました。このことから、地形改変及び工作物等の存在に係る環境影響は、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られています。</p>				
<p><b>■施設の存在</b></p> <p><b>・上位性</b></p> <p>イタチ属の一種は調査地域内の樹林地、草地、改変地の広い範囲を生活の場として利用していると考えられること、改変等が行われる場所は現状の駐車場や道路及び草地で、草地については工事後には再び緑地等が整備されます。このことから施設の存在による本種の生息環境への影響は極めて小さいと予測します。</p> <p><b>・典型性</b></p> <p>ヒヨドリ、スズメ、トカゲ類、キタキチョウは事業実施区域内で確認されましたが、良好な生息環境である樹林地や草地は事業実施区域外に広い面積で存在していること、事業実施区域内の樹林地は大規模な改変等が行われずに維持されます。また、スズメの営巣の可能性が考えられる現知多市清掃センターの工場棟は当面の間解体される計画はありません。</p> <p>このことから、施設の存在によるこれらの種の生息環境への影響は極めて小さいと予測します。</p>	<p><b>◆工事の実施</b></p> <p><b>●環境影響の回避・低減に係る評価</b></p> <p>上位性の種、典型性の種ともに事業実施区域外に良好な生息環境があり、工事の実施と共に、事業実施区域外へ一時的に逃避すると判断します。作業待機時におけるアイドリングストップを徹底するなどの環境保全措置を実施することで、建設機械の稼働等及び掘削・盛土等の土工に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られています。</p> <p><b>■施設の存在</b></p> <p><b>●環境影響の回避・低減に係る評価</b></p> <p>スズメの営巣の可能性が考えられる現知多市清掃センターの工場棟は当面の間解体される予定はありません。</p> <p>上位性の種、典型性の種ともに事業実施区域外に良好な生息環境があり、現状の草地は工事後に再び緑地等として管理するなどの環境保全措置を実施することで、施設の存在に係る環境影響は、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られています。</p>				

## 12.景観、13.人と自然との触れ合いの活動の場

調 査	予 測（工事の実施）
<p><b>12.景観の状況</b></p> <p>事業実施区域周辺2地点で景観の調査を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知多運動公園</li> <li>・寺本跨線橋</li> </ul> <p>知多運動公園からの景観(春)は、次のとおりです。</p>  <p>知多運動公園の西端の橋から海域を隔てて煙突と建屋を含む事業実施区域が眺望できます。調査地点では、事業実施区域と海域の間にある木々の彩りが季節の変化を感じさせます。</p>	<p>工事による一時的な変化は、予測対象にしていません。</p> <p>寺本跨線橋からの景観(春)は、次のとおりです。</p>  <p>名古屋鉄道常滑線寺本駅前の跨線橋から事業実施区域内の既存施設の煙突が眺望できます。調査地点では、彩りでの季節の変化は確認しづらいが、背の高い煙突の白煙の量で気温の違いは把握できます。</p>

**13.人と自然との触れ合いの活動の場の状況**

事業実施区域の東に位置する知多運動公園を対象に現地調査を行いました。

知多運動公園は、日本陸上競技連盟第2種公認の「陸上競技場」、ナイター設備を備えた軟式野球専用の「野球場」、人工芝でナイター設備を備えた「テニスコート」がある総合スポーツ施設です。東側の「緑広場」は、ソフトボール、サッカーなど多目的に楽しむことができます。陸上競技場、野球場、テニスコートと緑広場の間には遊歩道があり、ウォーキング等の利用者のために、この遊歩道と公園の周回歩道を利用した3つのコースが設定されています。



### ◆工事の実施

#### (1) 資材等の搬入及び搬出

工事計画において、資材等の運搬車両は主に国道155号・247号を走行します。東海市浄化センター付近、北浜町緑地帯付近における資材等の運搬車両台数が最大となる時期（35か月目）における交通量の増加は、128台～512台で、一般車両に対する寄与割合は0.5～1.3%と予測されます。

予測地点	一般車両台数① (台/日)	資材等の 運搬車両台数② (台/日)	一般車両に 対する寄与割合 (②/①×100)
東海市浄化センター付近	38,735	512	1.3%
北浜町緑地帯付近	27,497	128	0.5%

注) 一般車両台数は、資材等の運搬車両が走行する7～18時における交通量です。

予測（施設の存在・施設の供用）	評価結果																
<p><b>■施設の存在</b></p> <p>調査した2地点においてフォトモンタージュにより、新施設を合成した予想図を作成しました。</p> <p>知多運動公園からの景観の変化は、次のとおりです。</p>  <p>現況では海域の上にある木々の向こうに新施設の煙突と建屋の上部が視認されます。現況では海域の上の木々と煙突などが主な景観要素となっています。将来は、主な景観要素に新施設が加わり、景観の変化が生じると予測されます。</p>	<p><b>■施設の存在</b></p> <p>●環境影響の回避・低減に係る評価</p> <table border="1" data-bbox="831 282 1457 448"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物高さは、圧迫感を軽減するため、できる限り低くする。</li> <li>・建物の形状、色調等は名古屋港カラー計画を考慮し、周辺環境との調和を図るように努める。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>これらの環境保全措置を確実に実施することで、景観に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られています。</p> <p>寺本跨線橋からの景観の変化は、次のとおりです。</p>  <p>現況及び将来ともに、煙突や鉄塔が主な景観要素となっています。将来は、新施設の煙突と建屋の上部が加わりますが、事業実施区域から約1.1km離れていることから、景観要素として占める割合は小さく、景観の変化は小さいと予測されます。</p>	環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物高さは、圧迫感を軽減するため、できる限り低くする。</li> <li>・建物の形状、色調等は名古屋港カラー計画を考慮し、周辺環境との調和を図るように努める。</li> </ul>														
環境保全措置																	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物高さは、圧迫感を軽減するため、できる限り低くする。</li> <li>・建物の形状、色調等は名古屋港カラー計画を考慮し、周辺環境との調和を図るように努める。</li> </ul>																	
<p><b>▼施設の供用</b></p> <p><b>（1）廃棄物等の搬入及び搬出</b></p> <p>施設運転計画において、廃棄物等の運搬車両は主に国道155号・247号を走行します。東海市浄化センター付近、北浜町緑地帯付近における廃棄物等の運搬車両台数が通常となる時期（2024年度）における交通量の増加は、214台～668台で、一般車両に対する寄与割合は0.8～1.7%と予測します。</p> <table border="1" data-bbox="108 1576 783 1823"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>一般車両台数① (台/日)</th> <th>資材等の 運搬車両台数② (台/日)</th> <th>一般車両に 対する寄与割合 (②/①×100)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海市浄化センター付近</td> <td>38,735</td> <td>668</td> <td>1.7%</td> </tr> <tr> <td>北浜町緑地帯付近</td> <td>27,497</td> <td>214</td> <td>0.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)1. 一般車両台数は、廃棄物等の運搬車両が走行する7～18時における交通量です。 2. 廃棄物等の運搬車両台数については、横須賀ICと朝倉ICの間は、東海市の運搬車両の日最大車両数、朝倉ICと長浦ICの間は、知多市の日最大車両数との日平均車両数の差の40%としています。</p>	予測地点	一般車両台数① (台/日)	資材等の 運搬車両台数② (台/日)	一般車両に 対する寄与割合 (②/①×100)	東海市浄化センター付近	38,735	668	1.7%	北浜町緑地帯付近	27,497	214	0.8%	<p><b>◆工事の実施</b></p> <p>●環境影響の回避・低減に係る評価</p> <table border="1" data-bbox="831 1330 1457 1496"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・朝・夕の交通量増加時には、資材等の運搬車両の台数を抑えるよう努める。</li> <li>・急加速の禁止等を徹底し、環境に配慮した走行をするよう努める。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>資材等の搬入及び搬出に伴う交通量の増加があるものの、環境配慮事項とした日曜の資材等の運搬を行わないこと及び環境保全措置を確実に実施することで、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られています。</p> <p><b>▼施設の供用</b></p> <p>●環境影響の回避・低減に係る評価</p> <table border="1" data-bbox="831 1809 1457 1975"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・朝・夕の交通量増加時には、廃棄物等の運搬車両の台数を抑えるよう努める。</li> <li>・急加速の禁止等を徹底し、環境に配慮した走行をするよう努める。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>廃棄物等の搬入及び搬出に伴う交通量の増加があるものの、環境保全措置を確実に実施することで、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られています。</p>	環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・朝・夕の交通量増加時には、資材等の運搬車両の台数を抑えるよう努める。</li> <li>・急加速の禁止等を徹底し、環境に配慮した走行をするよう努める。</li> </ul>	環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・朝・夕の交通量増加時には、廃棄物等の運搬車両の台数を抑えるよう努める。</li> <li>・急加速の禁止等を徹底し、環境に配慮した走行をするよう努める。</li> </ul>
予測地点	一般車両台数① (台/日)	資材等の 運搬車両台数② (台/日)	一般車両に 対する寄与割合 (②/①×100)														
東海市浄化センター付近	38,735	668	1.7%														
北浜町緑地帯付近	27,497	214	0.8%														
環境保全措置																	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・朝・夕の交通量増加時には、資材等の運搬車両の台数を抑えるよう努める。</li> <li>・急加速の禁止等を徹底し、環境に配慮した走行をするよう努める。</li> </ul>																	
環境保全措置																	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・朝・夕の交通量増加時には、廃棄物等の運搬車両の台数を抑えるよう努める。</li> <li>・急加速の禁止等を徹底し、環境に配慮した走行をするよう努める。</li> </ul>																	

## 14.廃棄物等、15.温室効果ガス等

予測（工事の実施、施設の供用）	評価結果										
<p><b>14.廃棄物等</b></p> <p><b>◆工事の実施</b></p> <p><b>(1) 残土</b> 建設工事において掘削に伴う残土が約 22,000m<sup>3</sup> 発生しますが、適正処分を行います。 (単位:m<sup>3</sup>)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>残土発生量</th> <th>残土処分量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計</td> <td>22,000</td> <td>22,000</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(2) 建設工事及び既存施設の一部解体工事に伴う副産物</b> 建設工事等に伴う副産物の発生量は、廃プラスチック類 42t、木くず 20t、紙くず 23t、金属くず 30t、ガラス及び陶磁器くず 23t、アスファルト・コンクリート破片等がれき類 300t、その他 20t と予測されます。 これらの副産物については、排出抑制を行い、積極的な資源化を図るものとします。</p> <p><b>▼施設の供用</b> 年間発生量は、焼却灰 3,500t/年、焼却飛灰 1,800t/年、耐火レンガ等 10t/年と予測されます。 焼却灰、焼却飛灰は、原則として資源化を図るものとします。</p>	区分	残土発生量	残土処分量	合計	22,000	22,000	<p><b>◆工事の実施</b></p> <p><b>●環境影響の回避・低減に係る評価</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事に使用する資機材等については、省梱包化を図り、廃棄物の発生抑制に努める。</li> <li>・工事に伴い発生する副産物の資源化に努める。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>工事の実施に伴う廃棄物の排出については、環境配慮事項及び環境保全措置を確実に実施することにより、廃棄物に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られています。</p> <p><b>▼施設の供用</b></p> <p><b>●環境影響の回避・低減に係る評価</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却灰、焼却飛灰については、社会情勢向を踏まえながら、原則、資源化を進める。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>施設の供用に伴う廃棄物の排出については、環境配慮事項及び環境保全措置を確実に実施することにより、廃棄物に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られています。</p>	環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事に使用する資機材等については、省梱包化を図り、廃棄物の発生抑制に努める。</li> <li>・工事に伴い発生する副産物の資源化に努める。</li> </ul>	環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却灰、焼却飛灰については、社会情勢向を踏まえながら、原則、資源化を進める。</li> </ul>
区分	残土発生量	残土処分量									
合計	22,000	22,000									
環境保全措置											
<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事に使用する資機材等については、省梱包化を図り、廃棄物の発生抑制に努める。</li> <li>・工事に伴い発生する副産物の資源化に努める。</li> </ul>											
環境保全措置											
<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却灰、焼却飛灰については、社会情勢向を踏まえながら、原則、資源化を進める。</li> </ul>											
<p><b>15.温室効果ガス等</b></p> <p><b>◆工事の実施</b></p> <p><b>(1) 資材等の搬入び搬出</b> 資材等の搬入及び搬出に伴う温室効果ガス総排出量は、779 t-CO<sub>2</sub>/工事中と予測します。</p> <p><b>(2) 建設機械の稼働等</b> 建設機械の稼働等に伴う温室効果ガス総排出量は、2,771 t-CO<sub>2</sub>/工事中と予測します。</p> <p><b>▼施設の供用</b></p> <p><b>(1) ばい煙の排出</b> 施設の供用における温室効果ガス総排出量は 20,600 t-CO<sub>2</sub>/年と予測されます。 また、発電による温室効果ガス削減量は 7,352 t-CO<sub>2</sub>/年で、削減後の温室効果ガス総排出量は、13,248 t-CO<sub>2</sub>/年と予測します。 この量は削減前の温室効果ガス総排出量の 35.7%に相当します。</p> <p><b>(2) 廃棄物等の搬入及び搬出</b> 廃棄物等の搬入及び搬出に伴う温室効果ガス総排出量は 1,222 t-CO<sub>2</sub>/年と予測します。</p>	<p><b>◆工事の実施</b></p> <p><b>●環境影響の回避・低減に係る評価</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な環境保全措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・急加速の禁止等を徹底し、環境に配慮した走行をするよう努める。</li> <li>・作業待機時におけるアイドルングストップを徹底し、空ぶかしを行わないなど不必要な燃料の削減に努める。等</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>資材等の搬入及び搬出、建設機械等の稼働に伴う温室効果ガスの排出量については、環境保全措置を確実に実施することで、温室効果ガスに係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られています。</p> <p><b>▼施設の供用</b></p> <p><b>●環境影響の回避・低減に係る評価</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な環境保全措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廊下、トイレ等の照明には自然光を積極的に取り入れるとともに、LED照明器具、人感センサー等、長寿命でエネルギー性能に優れた機器を採用する。</li> <li>・構内照明には、太陽光や風力発電付きのものを積極的に活用する。</li> <li>・作業待機時におけるアイドルングストップを徹底し、空ぶかしを行わないなど不必要な燃料の削減に努める。等</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>ばい煙の排出及び機械の稼働等、廃棄物等の搬入及び搬出に伴う温室効果ガスの排出量については、環境保全措置を確実に実施することで、温室効果ガスに係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られています。</p>	主な環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急加速の禁止等を徹底し、環境に配慮した走行をするよう努める。</li> <li>・作業待機時におけるアイドルングストップを徹底し、空ぶかしを行わないなど不必要な燃料の削減に努める。等</li> </ul>	主な環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廊下、トイレ等の照明には自然光を積極的に取り入れるとともに、LED照明器具、人感センサー等、長寿命でエネルギー性能に優れた機器を採用する。</li> <li>・構内照明には、太陽光や風力発電付きのものを積極的に活用する。</li> <li>・作業待機時におけるアイドルングストップを徹底し、空ぶかしを行わないなど不必要な燃料の削減に努める。等</li> </ul>						
主な環境保全措置											
<ul style="list-style-type: none"> <li>・急加速の禁止等を徹底し、環境に配慮した走行をするよう努める。</li> <li>・作業待機時におけるアイドルングストップを徹底し、空ぶかしを行わないなど不必要な燃料の削減に努める。等</li> </ul>											
主な環境保全措置											
<ul style="list-style-type: none"> <li>・廊下、トイレ等の照明には自然光を積極的に取り入れるとともに、LED照明器具、人感センサー等、長寿命でエネルギー性能に優れた機器を採用する。</li> <li>・構内照明には、太陽光や風力発電付きのものを積極的に活用する。</li> <li>・作業待機時におけるアイドルングストップを徹底し、空ぶかしを行わないなど不必要な燃料の削減に努める。等</li> </ul>											

## 5 環境の保全のための措置

### 環境保全措置

本事業の実施に当たっては、環境配慮事項を適切に実施します。

また、環境影響の予測を踏まえ、大気質、騒音、低周波音、振動、悪臭、水質、地盤・土壌、地下水の状況及び地下水質、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、温室効果ガス等については、各項目に示したとおり、環境配慮事項に加えて環境保全措置を実施します。

## 6 環境影響の総合的な評価

本事業による工事の実施並びに施設の存在及び供用による周辺環境への影響は、環境配慮事項及び環境保全措置を確実に実施することにより、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られており、環境保全についての配慮が適正になされていると評価します。また、環境保全に関する基準等と調査及び予測の結果との間に整合が図られていると評価します。

## 7 事後調査

本事業による周辺環境への影響については、環境配慮事項を適切に実施し、環境保全措置を確実に実施することにより、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られており、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされています。また、国、県又は市が実施する環境の保全に関する施策によって示されている基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られていると判断します。

そのうえで事後調査が必要か否かについて、検討を行った結果、予測手法等に起因する予測の不確実性や環境影響の程度が著しいものとなるおそれはないと判断し、事後調査は実施しないこととします。



## 参 考

愛知県環境影響評価条例に基づき、準備書の縦覧手続、意見書の受付、説明会を実施します。

### ●縦覧について

- ・縦覧期間：2019年（平成31年）3月1日（金）～4月1日（月）の開庁日
  - ・縦覧時間：午前8時30分～午後5時15分
  - ・縦覧場所：知多市都市計画課、知多市ごみ対策課（清掃センター内）  
東海市生活環境課、東海市清掃センター  
西知多医療厚生組合ごみ処理施設建設課（衛生センター内）
- ※知多市、東海市及び西知多医療厚生組合のホームページでもご覧いただくことができます。

### ●意見書の提出について

準備書の内容について、環境の保全の見地からの意見がある方は、知多市に意見書を提出することができます。意見書の様式は、上記の縦覧場所で入手することができます。

- ・提出先：〒478-8601  
知多市緑町1番地 知多市 都市整備部 都市計画課
- ・提出方法：提出先への持参、郵送又はEメール（[toshikei@city.chita.lg.jp](mailto:toshikei@city.chita.lg.jp)）
- ・提出期限：4月15日（月） ※郵送の場合は、同日消印まで有効
- ・意見書に必要な記載事項
  - ①準備書の名称  
「知多都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）西知多医療厚生組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書」
  - ②氏名及び住所  
（法人その他の団体は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - ③準備書についての環境の保全の見地からの意見  
（日本語で意見の理由を含めて記載）

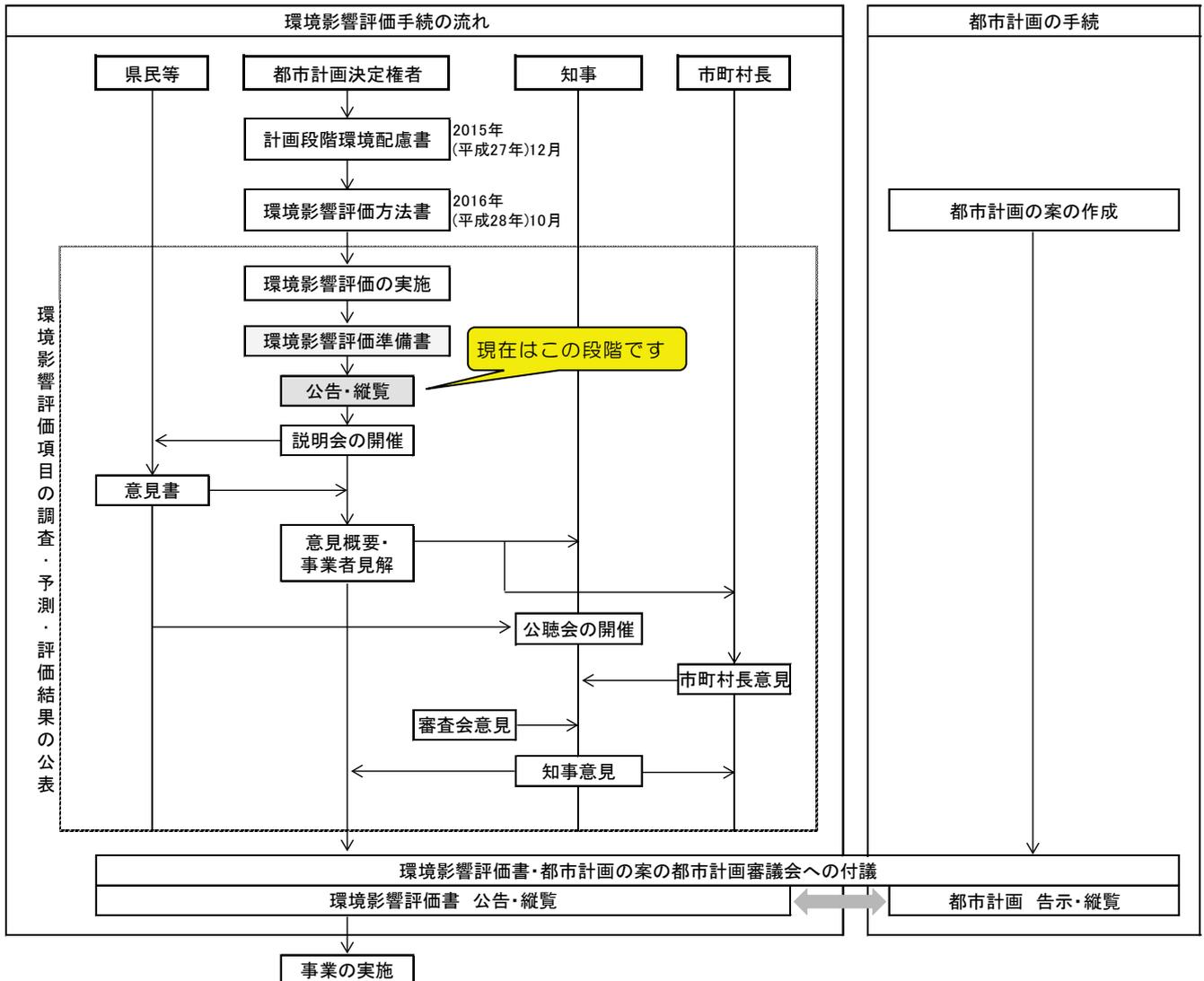
### ●準備書説明会の開催について

	日 時	場 所
第1回	3月6日（水）午後6時～	知多市勤労文化会館 会議室5
第2回	3月9日（土）午前10時～	西知多医療厚生組合衛生センター 会議室

●環境影響評価手続について

愛知県環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続の流れは、次の図に示すとおりです。  
 今回の「準備書」の公表は、図の網掛け部分の段階です。

今後、この準備書に対する住民の皆様、県の環境影響評価審査会、県知事などからの意見を踏まえて、次の段階の環境影響評価書手続を進めてまいります。



本事業は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）に規定するごみ処理施設を建設するものであり、「愛知県環境影響評価条例」（平成 10 年愛知県条例第 47 号）の規定に該当することから、環境影響評価手続を実施しています。

この要約書は、方法書及び方法書に対する県知事等の意見を踏まえて実施した調査、予測及び評価の結果をとりまとめた「知多都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）西知多医療厚生組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書」を要約したものです。

## 問合せ先

(都市計画決定権者)

知多市 都市整備部 都市計画課

〒478-8601 知多市緑町1

電話 0562-36-2668 (直通)

(事業者)

西知多医療厚生組合 総務部 ごみ処理施設建設課

〒478-0006 知多市三反田3丁目1-2

電話 0562-32-1597 (代表)